

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月17日
【会社名】	株式会社ギミック
【英訳名】	GIMIC Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼 社長執行役員 CEO 横嶋 大輔
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区南平台町 2 番17号
【電話番号】	03-6277-5939（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO CLO エグゼクティブマネジャー 坂本 俊孝
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区南平台町 2 番17号
【電話番号】	03-6277-5939（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO CLO エグゼクティブマネジャー 坂本 俊孝
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 977,500,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 1,343,430,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 373,980,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	1,000,000（注）2．	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．2025年11月17日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数については、2025年12月3日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

4．上記とは別に、2025年11月17日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式325,200株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

2025年12月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2025年12月3日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	1,000,000	977,500,000	529,000,000
計（総発行株式）	1,000,000	977,500,000	529,000,000

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2025年11月17日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,150円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,150,000,000円となります。

6．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

（１）【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

（２）【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	未定 (注) 2 .	未定 (注) 3 .	100	自 2025年12月11日(木) 至 2025年12月16日(火)	未定 (注) 4 .	2025年12月18日(木)

（注）１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2025年12月３日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年12月10日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２．払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025年12月３日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「２ 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2025年12月10日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．資本組入額は、１株当たりの増加する資本金であります。なお、2025年11月17日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2025年12月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

４．申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

５．株式受渡期日は、2025年12月19日（金）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

６．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７．申込みに先立ち、2025年12月４日から2025年12月９日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

８．引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「４ 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

（注） 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 （株）	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1,000,000	1．買取引受けによります。 2．引受人は新株式払込金として、2025年12月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	-	1,000,000	-

（注）1．引受株式数については、2025年12月3日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2．上記引受人と発行価格決定日（2025年12月10日）に元引受契約を締結する予定であります。

5【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,058,000,000	11,000,000	1,047,000,000

（注）１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,150円）を基礎として算出した見込額であります。

２．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

３．引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

（２）【手取金の使途】

手取概算額1,047百万円については、「１ 新規発行株式」の（注）４．に記載の第三者割当増資の手取概算額上限344百万円と合わせて、採用・人件費 広告宣伝・マーケティング費 研究開発費 借入金の返済に充当する予定であります。

当社は「健康を願う人と守る人の『不』を『希望』に」というパーパスを掲げ、これまで「ドクターズ・ファイル」を中心とした医療特化型のプラットフォームを展開してまいりました。当社はこれまで約３万院（2025年９月時点。過年度の累計取材顧客数であり、既に解約したクリニック・動物病院を含む。）もの医療機関との取引の中で、医療機関が抱える様々な課題の解決を求められる存在になり、その課題解決に向けて新しいサービスを順次開発・提供してまいりました。医療機関における人材採用やスタッフマネジメント、スタッフ間コミュニケーション、院内業務改善、地域医療連携における課題など、それらの課題解決に向けたサービスの拡充を図ることによって、医療機関やドクターへのサポート領域を拡充することができ、ひいては日本の医療課題に貢献できると考えております。資金使途の詳細については以下のとおりです。

採用・人件費

当事業を成長させ医療機関へのサポート領域を拡大させていくことが、日本の医療課題への貢献につながると考えており、この推進を担う優秀な人材の確保に係る採用関連費用（人材紹介手数料、人件費など）として、2026年３月期に26百万円、2027年３月期に374百万円、2028年３月期に527百万円を充当する予定であります。

広告宣伝・マーケティング費

医療機関取引数とエリアの拡大、またはユーザー数の拡大を推進するために、当事業の広告宣伝またはマーケティング費用として、2027年３月期に60百万円、2028年３月期に211百万円を充当する予定であります。

研究開発費

当事業のサービスラインナップの拡充、シードフェーズのサービス強化を行うことが、医療機関へのサポート領域を拡充できると考えており、そのためのサービス開発費用を予定しております。また当社社内業務効率化により生産性を高める施策として業務AIの開発を行っており、当該費用として2027年３月期に29百万円、2028年３月期に49百万円を充当する予定であります。

借入金の返済

財務基盤強化を目的として、借入金の返済を行う予定です。2026年３月期に23百万円、2027年３月期に61百万円、2028年３月期に31百万円を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2025年12月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	1,168,200	1,343,430,000	東京都目黒区 横嶋 大輔 988,200株
				東京都目黒区 横嶋 洋子 180,000株
計(総売出株式)	-	1,168,200	1,343,430,000	-

（注）1．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

- 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,150円）で算出した見込額であります。
- 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 当社は、野村證券株式会社に対し、上記売出数のうち、140百万円に相当する株式数を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む）であります。
- 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3．に記載した振替機関と同一であります。
- 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（１）【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（２）【ブックビルディング方式】

売出価格 （円）	引受価額 （円）	申込期間	申込株数 単位 （株）	申込証拠 金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 . (注) 2 .	未定 (注) 2 .	自 2025年 12月11日(木) 至 2025年 12月16日(火)	100	未定 (注) 2 .	引受人の本店及 び営業所	東京都中央区日本橋一丁目 13番 1 号 野村證券株式会社 東京都千代田区大手町一丁 目 5 番 1 号 みずほ証券株式会社 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 株式会社 S B I 証券 東京都港区南青山二丁目 6 番 21 号 楽天証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号 マネックス証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目 4 番地 松井証券株式会社	未定 (注) 3 .

- (注) 1 . 売出価格の決定方法は、「第 1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の (注) 1 . と同様であります。
- 2 . 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
- 3 . 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2025年12月10日）に決定する予定であります。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 . 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
- 5 . 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
- 6 . 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
- 7 . 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 8 . 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	325,200	373,980,000	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村證券株式会社 325,200株
計(総売出株式)	-	325,200	373,980,000	-

- （注）1．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
- 2．オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2025年11月17日開催の取締役会において、野村證券株式会社が割当先とする当社普通株式325,200株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
- 4．「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,150円）で算出した見込額であります。
- 6．振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3．に記載した振替機関と同一であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 2025年 12月11日(木) 至 2025年 12月16日(火)	100	未定 (注)1.	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

- (注)1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(2025年12月10日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】**１．東京証券取引所スタンダード市場への上場について**

当社は、「第１ 募集要項」における新規発行株式及び「第２ 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹会社として、東京証券取引所スタンダード市場への上場を予定しております。

２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹会社が当社株主である横嶋大輔（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年11月17日開催の取締役会において、主幹会社を割当先とする当社普通株式325,200株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 325,200株
(2)	募集株式の払込金額	未定 （注）１．
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 （注）２．
(4)	払込期日	2026年１月20日（火）

（注）１．募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2025年12月３日開催予定の取締役会において決定される予定の「第１ 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

２．割当価格は、2025年12月10日に決定される予定の「第１ 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹会社は、2025年12月19日から2026年1月15日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である横嶋大輔、売出人である横嶋洋子、当社株主である株式会社Y-Blood、ギミック従業員持株会、株式会社エイチ・アイ・エス、牧綾子、松永恵倫及び松永寛暁並びに当社新株予約権者である8名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2026年6月16日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社株主である増山太郎及びMalcolm F. MacLean IVは、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、元引受契約締結日に保有する当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

当社株主であるみずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2026年3月18日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025年11月17日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

(2) 表紙の次に「1 経営方針」～「4 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 経営方針

Purpose

健康を願う人と守る人の「不」を「希望」に

自分自身や家族をはじめ、だれかの健康を願う人々や
ドクターや医療スタッフなど健康を守る人々が
もしも「不安」「不信」「不便」を感じていることがあるとしたら、
私たちは少しでもその「不」を取り除くために解決への糸口を提供し、

ひとすじの光がさす「希望」にかえていきたい。

だれもが健康を願い、希望に向かって一歩踏み出す勇気をもっている...
そんな社会の実現に貢献していきます。

Dream

新・医療文化創造

医療現場で感じる「不」を取り除くために、
常に新しい医療文化を創造し根づかせることに全力を注ぐ、
そんな「新・医療文化創造業」として私たちはあり続けたい。
クリニックと患者が信頼し続けられる関係性を実現し、
総合病院・薬局・介護・医療スタッフがより密接に連携しあえるような世界へ。
その実現のために、長年にわたりドクターへの丁寧な取材をしてきた中で培われた
クリニックへの深い理解をベースに、
当社だからこそ提供可能なサービスを全国の医療現場にお届けします。

当社は「健康を願う人と守る人の「不」を「希望」に」というパーパスを掲げ、患者やその家族が医療を選択しようとする際に感じる「不」、また医師をはじめとした医療に関わるすべての人が感じている「不」など、日本の医療現場に存在する様々な「不」(不安・不信・不便など)を取り除くことで、「信頼できる医師との出会い」と「信頼関係がもたらす最適な医療の提供」を実現し、新しい医療文化を創造(=「新・医療文化創造」)したいと考えております。



2 事業の内容

当社は患者に最適な医師の選択を実現させるための情報を網羅的に集積した「ドクターズ・ファイル」を中心とした医療特化型のプラットフォームを展開しております。

GIMIC プロダクトラインナップ



当事業は、患者・医師・医療機関それぞれが抱える様々な「不(不安・不信・不便)」に対して、安心感のあるクリニック選びと、その安心感に下支えされた適切な医療の提供を実現するマッチング領域と、その他業務領域のサービスで構成され、医療機関への包括的な支援を行っております。



●ドクターズ・ファイル

医療情報サイト「ドクターズ・ファイル」は、患者の視点に立ち、患者が必要とする情報を第三者の客観的な立場で医師にインタビューすることで集められた情報の集積です。具体的には、その医師のインタビューレポートを作成し、それを集積・レジストリ化して患者へ提供する事業であります。患者はそのレジストリから医師のレポートを検索し、自身が受けるべき最適な医療サービス、もしくは自分にとって最適な医師を比較検討して自分自身の意思で選択することが可能です。「ドクターズ・ファイル」はあくまでもレポートであるという立場を貫き、受診の誘因を意図するレコメンドは一切行いません。患者の「不(不安・不信など)」は、患者自身が自分の意思で納得して選択することで、初めて解消されると考えており、その選択には診療方針や専門性、通いやすさなどの適合性だけでなく、医師の価値観への共感や相性の良さ等の心理的側面を判断できる情報が必要であると考えております。

一方で、医師は患者からの信頼をやりがいとして医療にあたっていらっしゃる方が多く、「ドクターズ・ファイル」のインタビューでもその思いをたくさん聞かせていただいております。しかしながら、多くの医師が患者とのコミュニケーションや意思疎通に問題を抱えております。この様に、患者が「ドクターズ・ファイル」を通じて「不」の解消を図ろうとする傾向が強まることは、医師にとっても「ドクターズ・ファイル」によるインタビューを受容し、自分自身のレポートをレジストリ化することの重要性が高まる、つまりネットワーク効果が働く構造にあると言えます。

また、社会的情勢に目を転じれば、ネット上には医療機関(≒医師)に対する事実と反する情報や罵詈雑言が匿名でクチコミ投稿され続けており、患者の「不」は時として医師に重大な問題を引き起こしかねない社会問題へ発展しております。このような社会課題の存在は、今後より一層「ドクターズ・ファイル」の必要性に繋がると考えます。患者が「不」の解消のために「ドクターズ・ファイル」を利用すれば、「ドクターズ・ファイル」に情報提供をしようとする医師は増えると考えられます。医師がレピュテーションリスクを下げるために「ドクターズ・ファイル」を利用すれば、「ドクターズ・ファイル」を検索する患者が増えるというネットワーク効果が発揮されることで事業が成長し、今後も成長を続けていくことを目指しております。



●頼れるドクター

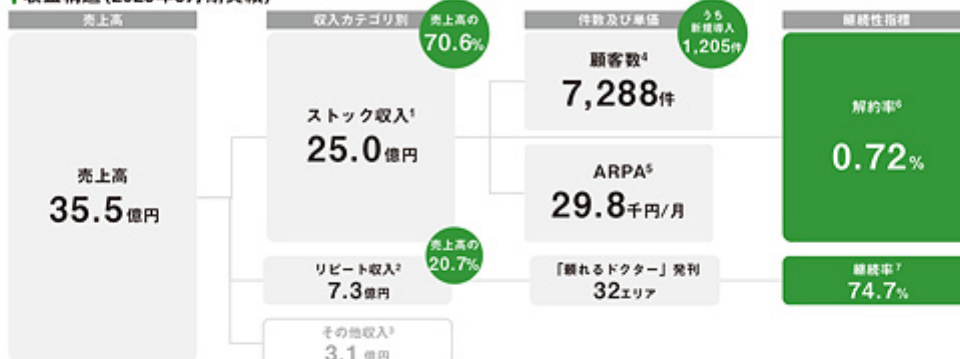
各地域において年1回の頻度で出版する医療情報マガジン「頼れるドクター」は、書店(雑誌・健康コーナーに陳列)及びインターネットで販売しているだけでなく、医療機関や薬局、銀行などに無料で配布しており、地域住民に有用な医療情報を届けるメディアとして出版エリアを年々拡大し、2025年3月末時点において全国32エリア(17都府県)で展開しております。また、紙メディアの特徴として、①スマートフォンやインターネットが不得手なユーザーへのリーチが可能、②偶発的なマッチングの可能性が高いといった特徴があり、特に慢性的な疾患を抱え始める年齢層に受読される傾向が強いメディアであります。



● 収益構造

収益構造としては、売上高の70.6%は「ドクターズ・ファイル」、20.7%は「頼れるドクター」、8.7%はその他のプロダクトから得られる「その他収入」にて構成されます。「ドクターズ・ファイル」は月額サービスであることからストック収入として分類され、解約率0.72%となっております。また、「頼れるドクター」は各地域ごと年1回発行されるクロスセル商材でありリピート収入として分類しており、安定的な収益構造を構築しております。

収益構造(2025年3月期実績)



※1：ストック収入とは2025年3月期の「ドクターズ・ファイル」の収入。

※2：リピート収入とは2025年3月期の「頼れるドクター」の収入。

※3：その他収入とはストック収入とリピート収入を除いた収入。

※4：2025年3月期末時点の「ドクターズ・ファイル」の顧客数。

※5：2025年3月期末の「ドクターズ・ファイル」の収入（MPR）を同期末時点の顧客数で除して試算。

※6：2025年3月期末の「ドクターズ・ファイル」の解約及び契約変更に伴い増減した当月末MPR÷前

月末MPRで算出される割合の直近12ヵ月平均値。

※7：2024年3月期の「頼れるドクター」の取引顧客のうち、2025年3月期にも同顧客から取引のあった顧客の収入ベースの割合を過期数値にて算出。

ドクターズ・ファイル(ストック収入)の解約率推移

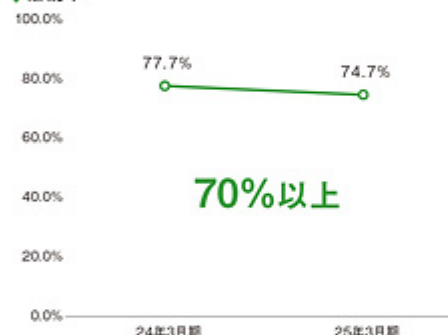
解約率¹



※1：各期末の「ドクターズ・ファイル」の解約及び契約変更に伴い増減した当月末MPR÷前月末MPRで算出される割合の直近12ヵ月平均値。

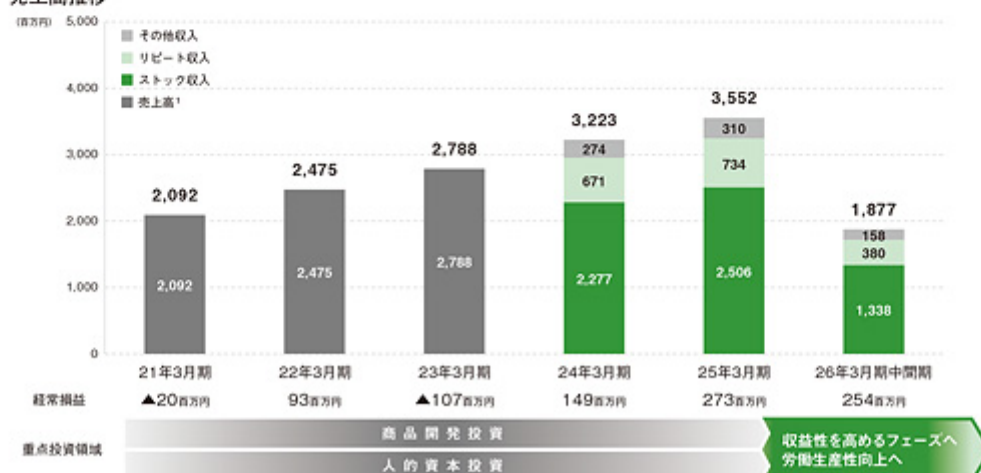
頼れるドクター(リピート収入)の継続率推移

継続率²



※2：前事業年度の「頼れるドクター」の取引顧客のうち、当事業年度にも同顧客から取引のあった顧客の収入ベースの割合を過期数値にて算出。

売上高推移



※1：24年3月期より収益認識の明確化を目的として売上高を、ストック収入・リピート収入・その他収入に区分して開示しております。23年3月期以前の数値は同様の区分はなされていません。

3 成長戦略

当社は、医療業界に真摯に向き合い、医療業界の「不」の解消を通じて、持続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。医師の情報を網羅的に集積し、患者に最適な医師の選択を実現させるためのプラットフォーム「ドクターズ・ファイル」を中心とした医療特化型プラットフォーム事業を展開し、今後はさらに求められる新しいサービス提供を実現していくことで医療・健康インフラの実現を目指しております。

① 医療機関の取引数拡大

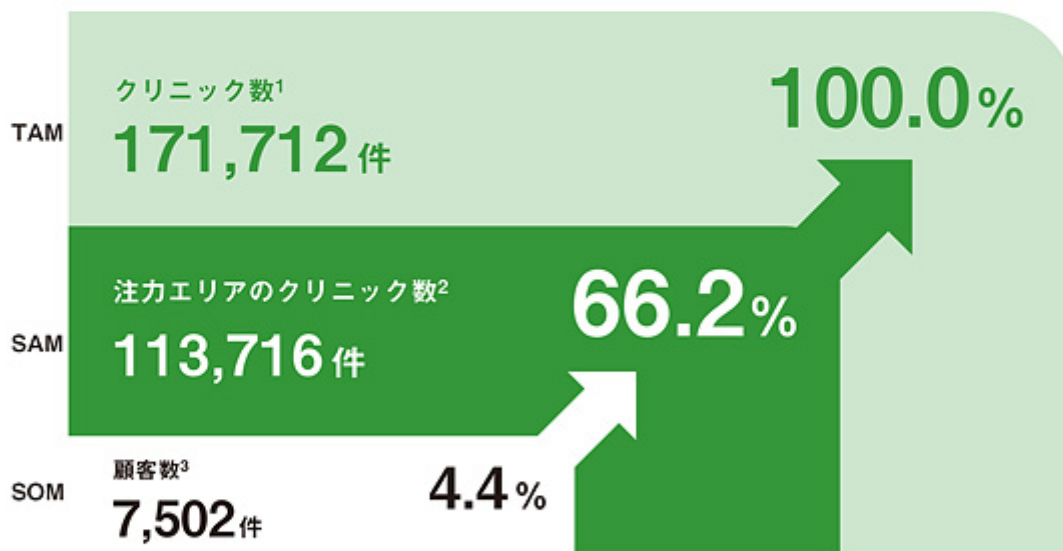
「ドクターズ・ファイル」は集患ニーズを持つ限定的な医療機関だけでなく、全ての医療機関が持つニーズに対応するサービスであるため、その対象は医療機関（一部の美容系診療科を除く）と考えます。この大きな成長余地への取組みとして、営業チャネルが整備されているエリアに専念したドミナント戦略を徹底することで顧客獲得を促進し、顧客数を拡大してまいります。

さらに、顧客の「不」を解決するためのサービスや、医療機関を包括的に支援するクロスセル商材をより拡充させ、導入率向上を図り継続率の向上を目指します。

② 市場規模について

当社の医療特化型プラットフォーム事業は、日本全国における医療機関約180,000件を主要なターゲットとしており、うち病院が8,122件、クリニック（一般診療所及び歯科診療所、以下同）が171,712件となります（※1）。当社が主力とするクリニックは、毎年約7,000件（※1）が開業し、首都圏や関西圏など人口が比較的多い都道府県を中心に増加しております。当社の「ドクターズ・ファイル」の2025年9月末時点における顧客数は7,502件であり、足元のシェアは4.4%です。これは今後のシェアの拡大の可能性を有していると考えており、当社の掲げる注力エリアのクリニック数は113,716件（※2）でクリニック数全体の66.2%のマーケットとなります。

■ マーケットシェア



※出所：厚生労働省「令和5（2023）年度医療施設（診療・健診）調査・病院報告」資料より作成。

※1：上記資料の「一般診療所」と「歯科診療所」の施設数合計値（美容外科の医療機関を含む）をクリニック数として作成。

※2：東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、岐阜、三重、大阪、京都、兵庫、奈良、鳥取、島根、広島、香川、愛媛、福岡、鹿児島、沖縄の18都府県のクリニック数。

※3：2025年9月末時点の「ドクターズ・ファイル」顧客数。

2015年に厚生労働省が公表した「保健医療2035提言書」では、「キュア中心からケア中心へ」というパラダイムシフトが掲げられております。未病からの健康管理という意識が重要視され、国民が日常的に医療機関と情報を共有し合う世界になると考えております。当社は、シードフェーズのサービスをさらに拡充していくことで、患者とクリニックを結ぶ医療特化型プラットフォーム事業を成長させ、日本の医療課題を解決すべく「新・医療文化創造」を実現してまいります。

4 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

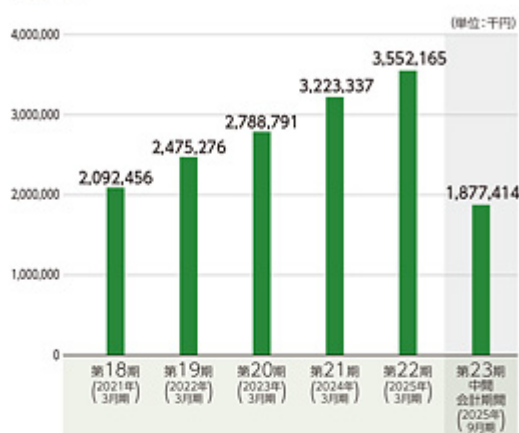
(単位:千円)

回 次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期 中間期
決 算 年 月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2025年9月
売上高	2,092,456	2,475,276	2,788,791	3,223,337	3,552,165	1,877,414
経常利益又は経常損失(△)	△20,518	93,134	△107,415	149,003	273,356	254,125
当期(中間)純利益又は当期純損失(△)	△19,118	64,426	△84,872	86,961	192,325	180,584
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—	—	—
資本金	10,000	10,000	93,750	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数						
普通株式	200	200	36,500	36,500	36,500	3,910,000
A種優先株式	—	—	1,500	2,600	2,600	—
純資産額	176,082	240,509	323,259	520,220	712,546	893,130
総資産額	901,995	1,134,012	1,520,469	1,582,558	1,630,601	1,679,853
1株当たり純資産額	(円) 880,411.43	1,202,545.94	4,743.47	71.26	123.95	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円) — (—)	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)
1株当たり当期(中間)純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	(円) △95,593.02	322,134.51	△2,346.14	22.30	49.19	46.19
潜在株式調整後 1株当たり当期(中間)純利益	(円) —	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%) 19.5	21.2	21.3	32.9	43.7	53.2
自己資本利益率	(%) —	30.9	—	20.6	31.2	—
株価収益率	(倍) —	—	—	—	—	—
配当性向	(%) —	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	249,325	212,075	157,484
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△17,973	△22,513	△13,070
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△169,666	△128,283	△72,466
現金及び現金同等物の期末(中間期末)残高	—	—	—	383,571	444,849	516,798
従業員数	224	249	298	312	316	—
(外、平均臨時雇用者数)	(5)	(6)	(6)	(9)	(9)	(—)

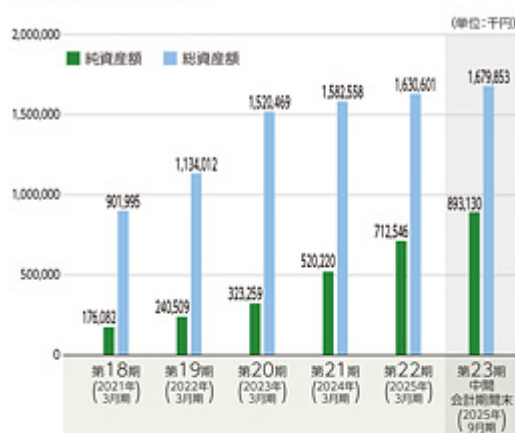
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できず、また、第18期及び第20期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 当社は、2023年2月13日付で普通株式1株につき180株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。また、2025年8月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算出してあります。なお、当該株式分割により、発行済株式総数は3,910,000株となっております。
6. 自己資本利益率については、第18期及び第20期は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
8. 第21期及び第22期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。また、第23期中間期の中間財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。なお、第18期、第19期及び第20期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該数値については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
9. 第18期、第19期及び第20期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員(正社員、契約社員)であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
11. 第18期は賞与を支給ベースの費用計上から発生ベースに変更(実質3回分の賞与計上)した事により経常損失及び当期純損失を計上し、第20期はドクターズ・ファイル事業のシェア拡大に向けて多額の広告宣伝費を投入した事により経常損失及び当期純損失を計上しております。
12. 当社は、2023年2月13日付で普通株式1株につき180株、2025年8月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)]の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第18期、第19期及び第20期(1株当たり配当額については全ての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回 次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期 中間期
決 算 年 月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2025年9月
1株当たり純資産額	(円) 48.91	66.81	47.43	71.26	123.95	—
1株当たり当期(中間)純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円) △5.31	17.90	△23.46	22.30	49.19	46.19
潜在株式調整後 1株当たり当期(中間)純利益	(円) —	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円) — (—)	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)	(—) (—)

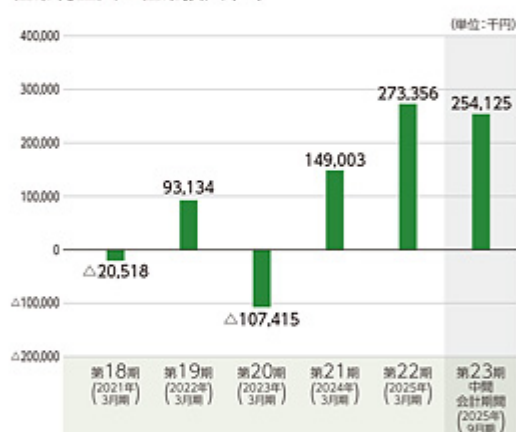
売上高



純資産額／総資産額



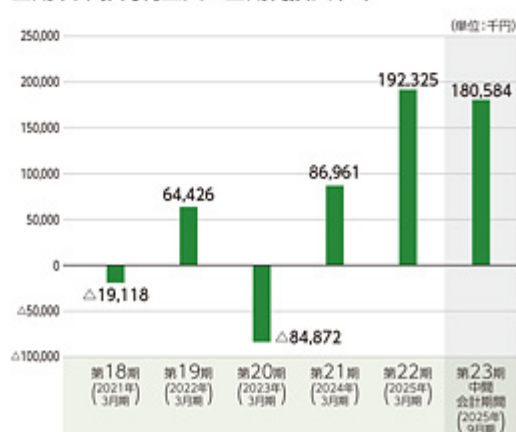
経常利益又は経常損失(△)



1株当たり純資産額



当期(中間)純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(中間)純利益又は1株当たり当期純損失(△)



(注) 当社は、2023年2月13日付で普通株式1株につき180株の割合、2025年8月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記では第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (千円)	2,092,456	2,475,276	2,788,791	3,223,337	3,552,165
経常利益又は経常損失 () (千円)	20,518	93,134	107,415	149,003	273,356
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	19,118	64,426	84,872	86,961	192,325
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	10,000	10,000	93,750	100,000	100,000
発行済株式総数					
普通株式 (株)	200	200	36,500	36,500	36,500
A種優先株式	-	-	1,500	2,600	2,600
純資産額 (千円)	176,082	240,509	323,259	520,220	712,546
総資産額 (千円)	901,995	1,134,012	1,520,469	1,582,558	1,630,601
1株当たり純資産額 (円)	880,411.43	1,202,545.94	4,743.47	71.26	123.95
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	95,593.02	322,134.51	2,346.14	22.30	49.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	19.5	21.2	21.3	32.9	43.7
自己資本利益率 (%)	-	30.9	-	20.6	31.2
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	249,325	212,075
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	17,973	22,513
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	169,666	128,283
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	383,571	444,849
従業員数 (人)	224	249	298	312	316
(外、平均臨時雇用者数)	(5)	(6)	(6)	(9)	(9)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社には関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できず、また、第18期及び第20期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 当社は、2023年2月13日付で普通株式1株につき180株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()を算定しております。また、2025年8月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1

株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（ ）を算出しております。なお、当該株式分割により、発行済株式総数は3,910,000株となっております。

- 6．自己資本利益率については、第18期及び第20期は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 7．株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
- 8．第21期及び第22期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。なお、第18期、第19期及び第20期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該数値については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
- 9．第18期、第19期及び第20期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
- 10．従業員数は就業人員（正社員、契約社員）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 11．第18期は賞与を支給ベースの費用計上から発生ベースに変更（実質3回分の賞与計上）した事により経常損失及び当期純損失を計上し、第20期はドクターズ・ファイル事業のシェア拡大に向けて多額の広告宣伝費を投入した事により経常損失及び当期純損失を計上しております。
- 12．当社は、2023年2月13日付で普通株式1株につき180株、2025年8月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第18期、第19期及び第20期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
1株当たり純資産額（円）	48.91	66.81	47.43	71.26	123.95
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（円）	5.31	17.90	23.46	22.30	49.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益（円）	-	-	-	-	-
1株当たり配当額（円）	-	-	-	-	-
（うち1株当たり中間配当額）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

2【沿革】

年月	概要
2003年12月	神奈川県川崎市麻生区で地域情報メディア事業を目的として株式会社リクルーティング・ギミック（現当社）設立
2004年10月	田園都市エリア地域情報サイト「田園都市ドットコム」リリース
2006年10月	田園都市ドットコムの医療情報として「田園都市ドクターズ・ファイル」リリース
2008年7月	医療情報マガジン「田園都市の頼れるドクター」創刊
2009年9月	医療情報サイト「ドクターズ・ファイル」としてリニューアルし、田園都市版、世田谷版をリリース
2011年10月	株式会社ギミックへ社名変更
2011年12月	動物病院情報サイト「動物病院ドクターズ・ファイル」リリース
2012年4月	事業拡大を目的として、東京都渋谷区へオフィス移転
2013年11月	医療情報マガジンを「頼れるドクター」に名称変更
2016年2月	「田園都市ドットコム」サービス終了 医療連携プラットフォーム「D-Search」リリース
2016年4月	事業のエリア拡大を目的として、名古屋支社開設
2016年7月	病院版医療情報サイト「ホスピタルズ・ファイル」リリース
2017年4月	事業のエリア拡大を目的として、関西支社開設
2018年6月	医療系求人情報サイト「ドクターズ・ファイル ジョブズ（JOBS）」リリース
2019年1月	クリニック専用 ホームページ制作サービス「ドクターズ・ファイル リンク（LINK）」リリース
2019年1月	クリニック専用 WEB予約管理システム「ドクターズ・ファイル アポ（APPO）」リリース
2019年3月	ドクターズ・ファイル全国展開にともない、全国代理店との連携を開始
2019年12月	医療職向け転職支援サービス「ドクターズ・ファイル エージェント（Agent）」提供開始
2020年5月	事業のエリア拡大を目的として、福岡支社開設
2021年7月	LINE連携型予約管理システム「ドクターズ・ファイル アポ レジタス」リリース
2022年11月	クリニック専用 人事評価/人材マネジメントシステム「ドクターズ・ファイル クリニコ（CLINICO）」提供開始
2023年4月	医療機関専用 情報共有アプリ「ドクターズ・ファイル メディパシー（medipathy）」提供開始
2023年12月	クリニック経営情報メディア「クリニック未来ラボ」提供開始
2023年12月	開業医調査レポート「開業医白書2023」を初公開
2024年11月	医療連携ガイドブック「東京・神奈川の医療連携を大切にしている病院 2024 - 2025」提供開始
2024年12月	ドクターズ・ファイル編集部執筆による書籍「クリニック未来予想図2035」（プレジデント社）発行
2025年9月	医療連携イベント「メディカライアンスデー（MedicallianceDAY）2025」初開催

3【事業の内容】

（１）事業の概要

当社は「健康を願う人と守る人の『不』を『希望』に」というパーパスのもと、新・医療文化創造というドリームに向かい、日本の医療の最前線であるクリニックに関わるすべての人が感じている「不安」「不信」「不便」など様々な「不」を取り除くサービスを展開しております。

このパーパスを実現するために、当社では患者に最適な医師の選択を実現させるための情報を網羅的に集積した「ドクターズ・ファイル」を中心とした医療特化型のプラットフォームを展開しております。なお、当社の報告セグメントは医療特化型プラットフォーム事業の単一であります。

「ドクターズ・ファイル」の根源的なニーズは、患者やその家族の立場になった時に多くの人々が感じたことのある「このクリニックで良いのか?」「他にもっと信頼できる医師がいるのではないか?」といった「不（不安・不信・不便）」にあります。我が国は、厳格な医療行政指導と国民皆保険制度によって、患者が受ける医療は相当程度に同質化されており、また保険診療内の同一医療行為であれば医療費は完全に同金額であるにも関わらず、患者の「不」は存在します。この理由は、顧客である患者に対して提供される医療サービスは、そのほとんどが医師とのコミュニケーション、または医師による医療行為であり、その質が患者自身の健康、或いは時として生命にまで影響を与えかねないという医療サービス独特の性質が存在するためです。しかしながら、その医療サービスに関する医師の客観的な情報を患者自身が集めるには限界があり、その為、患者の「不」は解消されないままの状況にあります。

また、患者が医療機関を選択しようとするときの行動心理において、本来の消費行動であるパーチェスファネル理論である「認知」→「興味」→「比較」→「購入」というプロセスをたどり難い状況があります。理由としては、1948年に制定された「医療法」における医療広告の法規制が背景にあると考えられます。駅看板や電柱広告などで医療機関の存在を「認知」することはできても、「興味」「比較」に値する情報は発信できず、その結果適切な選択が行われないうまま医療機関への受診が行われ、患者の「不」と医療機関側の「不」が共に存在してきました。

医療情報サイト「ドクターズ・ファイル」は、患者の視点に立ち、患者が必要とする情報を第三者の客観的な立場で医師にインタビューすることで集められた情報の集積です。具体的には、その医師のインタビューレポートを作成し、それを集積・レジストリ化して患者へ提供する事業であります。患者はそのレジストリから医師のレポートを検索し、自身が受けるべき最適な医療サービス、もしくは自分にとって最適な医師を比較検討して自分自身の意思で選択することが可能となります。「ドクターズ・ファイル」はあくまでもレポートであるという立場を貫き、受診の誘因を意図するレコメンドを一切行いません。患者の「不（不安・不信など）」は、患者自身が自分の意思で納得して選択することで、初めて解消されると考えており、その選択には診療方針や専門性、通いやすさなどの適合性だけでなく、医師の価値観への共感や相性の良さ等の心理的側面を判断できる情報が必要であると考えております。

一方で、医師は患者からの信頼をやりがいとして医療にあたっていられたい方が多く、「ドクターズ・ファイル」のインタビューでもその思いをたくさん聞かせていただいております。しかしながら、多くの医師が患者とのコミュニケーションや意思疎通に課題を抱えております。この様に、患者が「ドクターズ・ファイル」を通じて「不」の解消を図ろうとする傾向が強まることは、医師にとっても「ドクターズ・ファイル」によるインタビューを受容し、自分自身のレポートをレジストリ化することの重要性が高まる、つまりネットワーク効果が働く構造にあると言えます。また、社会的情勢に目を転じれば、ネット上には医療機関（医師）に対する事実と反する情報や罵詈雑言が匿名でクチコミ投稿され続けており、患者の「不」は時として医師に重大な問題を引き起こしかねない社会問題へ発展しております。このような社会課題の存在は、今後より一層「ドクターズ・ファイル」の必要性に繋がると考えます。患者が「不」の解消のために「ドクターズ・ファイル」を利用すれば、「ドクターズ・ファイル」に情報提供をしようとする医師が増えると考えられます。医師がレピュテーションリスクを下げるために「ドクターズ・ファイル」を利用すれば、「ドクターズ・ファイル」を検索する患者が増えるというネットワーク効果が発揮されることで事業が成長し、今後も成長を続けていくことを目指しております。

「ドクターズ・ファイル」は、しばしば“医療広告”（＝集患メディア）と捉えられることがありますが、それは「ドクターズ・ファイル」の本質を表現しておりません。集患の必要性がないと考えられる既に十分な患者数を抱える医療機関にも「ドクターズ・ファイル」を利用いただいております。このことが、「ドクターズ・ファイル」の事業の本質を表現しております。全ての患者、全ての医療機関に存在する「不」を解消するというソリューションを提供するという点で、「ドクターズ・ファイル」は他の集患メディアとは一線を画する独自のポジショニングを構築していると考えております。

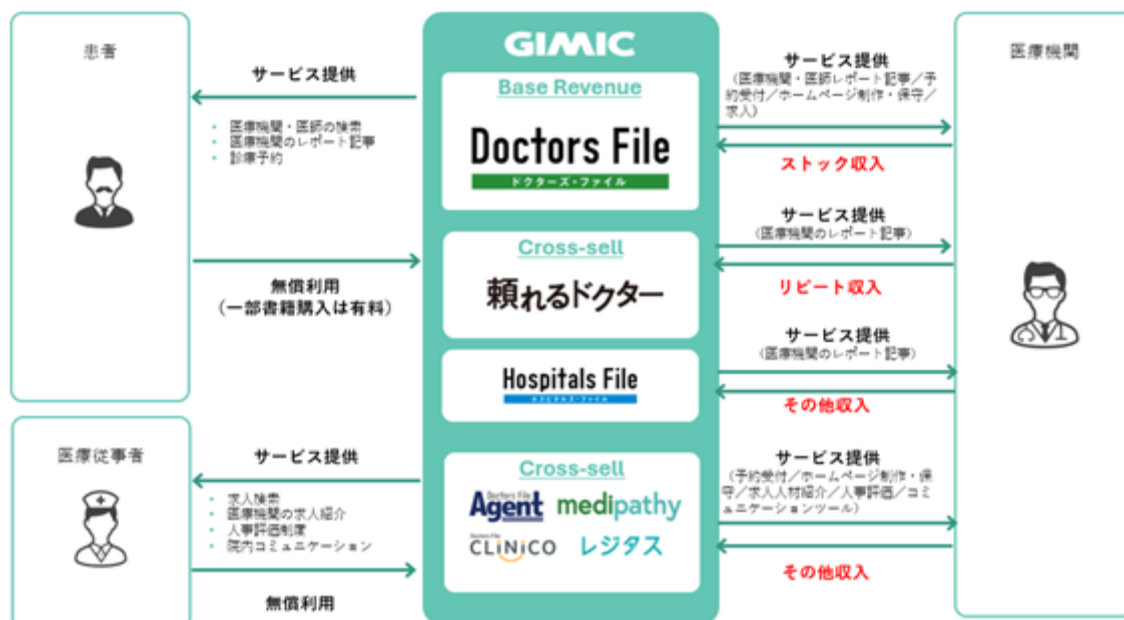


また、医療特化型プラットフォーム事業のネットワーク効果を通じて患者と医師が受ける便益が増殖する過程で、多様なビジネスチャンスが発生していることも事実であります。具体的には、「ドクターズ・ファイル」「頼れるドクター」といった患者と医療機関におけるマッチングにとどまらず、これまで約3万院（2025年9月時点。過年度の累計取材顧客数であり、既に解約したクリニック・動物病院を含む。）もの医療機関との取引の中で、医療機関が抱える様々な課題の解決を求められる存在になり、その課題解決に向けて新しいサービスを順次開発・提供してまいりました。特に、人材採用やスタッフマネジメント、スタッフ間コミュニケーションの領域に課題を抱える医師が多く、それらの課題解決に向けた人材紹介やマネジメントシステム、院内情報共有アプリ等の展開は、今後、当社事業ポートフォリオの一翼を担う事業として成長することが見込まれております。

収益構造としては、売上高の70.6%は「ドクターズ・ファイル」、20.7%は「頼れるドクター」、8.7%はその他のプロダクトから得られる「その他収入」にて構成されております。「ドクターズ・ファイル」は月額サービスであることからストック収入として分類され、解約率0.72%となっております。また、「頼れるドクター」は各地域ごと年1回発行されるクロスセル商材でありリピート収入として分類しており、「ドクターズ・ファイル」とセットでの利用が多く、また毎年申込継続率が高いことから安定的な収益構造を構築しております。（2025年3月期）

サービス名称	収益区分	売上構成比 (2025年3月期)	サービス概要・収益形態
ドクターズ・ファイル	ストック収入	70.6%	医療情報サイト：クリニックの医師と患者をつなぐ医療情報の提供、月額利用料
頼れるドクター	リピート収入	20.7%	医療情報マガジン：各エリア別医療機関情報、年1回発行、全32版（2025年3月期）、掲載料
ホスピタルズ・ファイル	その他収入	8.7%	病院版医療情報サイト：病院等の医療機関と患者をつなぐ医療情報の提供、月額利用料
動物病院ドクターズ・ファイル			動物病院情報サイト：動物病院と飼い主をつなぐ情報の提供、月額利用料
ドクターズ・ファイル エージェント（Agent）			医療職向け転職支援サービス：医療人材の紹介、紹介手数料
ドクターズ・ファイル クリニコ（CLINICO）			クリニック専用 人事評価/人材マネジメントシステム：人事考課システムの提供、年間利用料
ドクターズ・ファイル アポレジタス			LINE連携型予約管理システム：患者予約システムの提供、月額利用料
ドクターズ・ファイル メディパシー（medipathy）			医療機関専用 情報共有アプリ：院内コミュニケーションツールの提供、月額利用料（一部無料提供）
東京・神奈川の医療連携を大切にしている病院			医療連携ガイドブック：医療連携に関する情報提供、年1回発行、掲載料

< 事業系統図 >



（２）サービスの内容

〔主なサービス〕

医療情報サイト「ドクターズ・ファイル」（マッチング領域プロダクト）

当社が2006年より提供している医療情報サイト「ドクターズ・ファイル」は、医師や医療機関の「伝えたい」というニーズと、患者の「知りたい」というニーズの最適なマッチングを実現するサービスとなります。具体的には、クリニックの医師に対して詳細な取材を行い、時に医師本人でさえ気づいていない他院の医師との違いを描き出し、情報プラットフォームにより患者へ伝えることで、ベストマッチングを図っております。この当社の取材力・コンテンツ制作力、営業力は、これまで約3万院（2025年9月時点。過年度の累計取材顧客数であり、既に解約したクリニック・動物病院を含む。）もの医師を取材してきた経験から得られた暗黙知の集積であり、これこそが「ドクターズ・ファイル」の競争力の源泉と考えており、他の集患メディアとの模倣障壁でもありと考えております。

また、「ドクターズ・ファイル」では、「医師の紹介記事（ドクターズファイル）」のほか、そのクリニックで受診できる検査方法などに関する「検査検診レポート」や、「医療トピックス」といった医療行為に関する情報も取り扱うことで、患者の「知りたい」ニーズにより詳細に添えております。また、医療機関を選択する前に患者が必要とする情報「病気・ケガを知る」は全て医師の監修のもと作成され提供をしており、総合的な医療情報の提供に努めております。料金体系としてはクリニックから毎月一定額の利用料（月額定価3.5万円～）として収益を得ております。

なお、「ドクターズ・ファイル」において、当社が制作にあたる情報については、厚生労働省が定める医療広告ガイドライン（ ）を遵守しており、情報の網羅性だけでなくその安全性についても徹底した管理体制を構築しております。

（ ）厚生労働省が公開している「医業若しくは歯科医業または病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針」

「ドクターズ・ファイル」PC版・スマートフォン版トップページ/医師の紹介記事（ドクターズファイル）



医療情報マガジン「頼れるドクター」（マッチング領域プロダクト）

各地域において年1回の頻度で出版する医療情報マガジン「頼れるドクター」は、書店（雑誌・健康コーナーに陳列）およびインターネットで販売しているだけでなく、医療機関や薬局、銀行などに無料で配本しており、地域住民に

有用な医療情報を届けるメディアとして出版エリアを年々拡大し、2025年3月末時点において全国32エリア（17都府県）で展開しております。本誌のメインコンテンツとしては、ドクターズ・ファイルと同様のドクター紹介記事となっており、ドクターズ・ファイルを利用しているクリニックが合わせて本誌を利用いただいております。それにより、ユーザーへのリーチが拡大し、地図情報やクリニック詳細情報などの情報連携を図ることが可能でユーザーの利便性を向上させています。また、紙メディアの特徴として、スマートフォンやインターネットが不得手なユーザーへのリーチが可能、偶発的なマッチングの可能性が高いといった特徴があり、特に慢性的な疾患を抱え始める年齢層に愛読される傾向が強いメディアであります。なお、料金体系としては掲載料（1ページ28万円～）として収益を得ております。

「頼れるドクター」表紙/医師の紹介記事



〔その他のサービス〕

病院版医療情報サイト「ホスピタルズ・ファイル」（マッチング領域プロダクト）

100床以上の病床を有する総合病院を対象としたサービスとして「ホスピタルズ・ファイル」を展開しております。「ホスピタルズ・ファイル」は「ドクターズ・ファイル」同様、「患者の知りたい」と「総合病院の伝えたい」を実現する情報プラットフォームであるだけでなく、クリニックと総合病院間の患者の紹介といういわゆる地域医療連携においても重要な役割を担っており、クリニックの医師が総合病院へ患者を紹介する際の情報提供を実現しています。限られた医療インフラを適切に配分するという地域医療連携は我が国の喫緊の医療課題であり、この背景からも「ホスピタルズ・ファイル」は成長を続けております。料金体系としては医療機関から毎月一定額の利用料として収益を得ております。

医療職向け転職支援サービス「ドクターズ・ファイル エージェント（Agent）」（HR領域プロダクト）

医療機関における、人材の定着率の低さは医療機関の経営を逼迫しかねない事象であると厚生労働省からも課題視されております。定着率の低さの主たる要因は、応募者が実際の医療機関の方針や、院長の思い、スタッフの情報などを事前に知ることが困難であるという点にあると考えます。当社は「ドクターズ・ファイル」で培った取材力で医療機関の情報を登録者により詳細に伝えることが可能で、他社の人材紹介サービスと差別化を図っております。なお、料金体系としては人材紹介手数料として収益を得ております。

クリニック専用人事評価/人材マネジメントシステム「ドクターズ・ファイル クリニコ（CLINICO）」（HR領域プロダクト）

クリニック内の医療従事者のモチベーションを高めるために必要な目標設定、人事考課などの人材マネジメントをサポートするサービスが、クリニック専用人事評価/人材マネジメントシステム「ドクターズ・ファイル クリニコ（CLINICO）」であります。クリニック専用に設計された目標設定項目などにより、医療業務に時間を取られる院長でも簡単に目標設定や査定評価を行うことが出来ます。また、社労士事務所へ手軽に相談できる機能がサービスとして付帯されており、労務問題に不安がある院長をバックアップしております。なお、料金体系としては年間利用料として収益を得ております。

クリニック向け人事相談窓口「人事の外来」（HR領域プロダクト）

クリニックの院長が抱える、人事や組織に関する課題に対してのソリューション提供サービスです。現状の組織の状態などに対し客観的な調査を実施したうえで、より良いクリニック運営のヒントとなるアドバイス等を提供しております。ドクターズ・ファイル有料企画の付帯サービスとなっております。

LINE連携型予約管理システム「ドクターズ・ファイル アポ レジタス」（HR領域プロダクト）

患者予約システムを提供しております。一般的な予約機能に加えLINEからの予約を行うことも可能なサービスとなります。なお、料金体系としては月額利用料として収益を得ております。

医療機関専用 情報共有アプリ「ドクターズ・ファイル メディパシー（medipathy）」（院内業務DX領域プロダクト）

医療機関専用に開発された院内医療従事者同士のコミュニケーションツールです。医療情報におけるセキュリティの観点から、厚生労働省、経済産業省、総務省が策定した医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（３省２ガイドライン）の基準を満たし、院内の医療従事者に限定してアカウントを発行する事で情報漏えいのリスクをミニマイズしております。一般的なコミュニケーションツールが提供するチャット、掲示板に加え、業務タスクの受け渡しを管理できる「タスク管理機能」、「ファイル送信機能」などの搭載により、医療従事者の負担は大幅に軽減されております。現在、上記基本機能は院内アカウント数20名まで（50GBまで）無料提供されており、それ以上の利用について有料で提供されております。また、今後医療従事者のアカウント増加に伴って次世代でのマネタイズを計画しております。

医療連携プラットフォーム「D-Search」（医療連携領域プロダクト）

全国のクリニック情報と病院情報をデータベースとして保有し、ドクターズ・ファイルやホスピタルズ・ファイルで独自に取材した情報を合わせて提供しています。地域医療機関の円滑な連携を実現するプラットフォームとして病院・クリニックに利用いただいております。病院からクリニック、クリニックから病院への紹介先探しや、連携したい医療機関に向けたメッセージ配信機能などを有しております。現在は無料で提供しております。

医療連携ガイドブック「東京・神奈川の医療連携を大切にしている病院」（医療連携領域プロダクト）

医療機関間の連携を促進する新たな地域医療連携のプラットフォームとして2024年に提供開始いたしました。病院の医療連携室を中心に丁寧な取材を行い、患者の紹介元となるクリニックや病院が患者を紹介する際に「知りたい情報」、また受け入れる病院が「伝えたい情報」を主に情報提供しています。また、約350を超える病院、東京都医師会、東京都病院協会などにご協力をいただき、医療連携が抱える課題や医療と介護の連携の在り方など地域医療連携にまつわる情報を多角的に掲載し、地域医療連携促進のバックアップを図っております。対象地域のクリニック等へ無料配布されています。なお、料金体系としては掲載料として収益を得ております。

医療連携イベント「メディカライアンスデー（MedicallianceDAY）」（医療連携領域プロダクト）

医療機関間の連携を促進し、地域医療サービスの更なる機能向上をめざし、垣根を越えた「新たな地域医療連携交流会」として2025年9月20日に初開催いたしました。医療従事者同士の「顔が見える連携づくり」に貢献すべく、対面でのコミュニケーションをテーマとした来場型イベントとし、東京都渋谷区・目黒区・品川区・港区・世田谷区・大田区の病院・クリニック・介護施設を対象として開催。双方の情報不足を解決するため、垣根を越えた「新たな地域医療連携交流会」として、各地域にて全国展開してまいります。なお、料金体系としてはイベント参加料として収益を得ております。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年10月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
331（13）	32.1	4.8	4,928

（注）1．従業員数は就業人員（正社員、契約社員）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3．当社は、医療特化型プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

最近事業年度					
管理職に占める女性労働者の割合（％） （注）1	女性労働者の育児休業取得率（％） （注）2	男性労働者の育児休業取得率（％） （注）2	労働者の男女の賃金の差異（％） （注）1		
			全労働者	正規労働者	非正規労働者
45.9	100.0	50.0	74.7	74.4	100.5

（注）1．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

2．「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

なお、育児休業取得した社員の復職率は100％となっております。（2024年4月～2025年3月までに育児休業が終了した労働者の復職率）

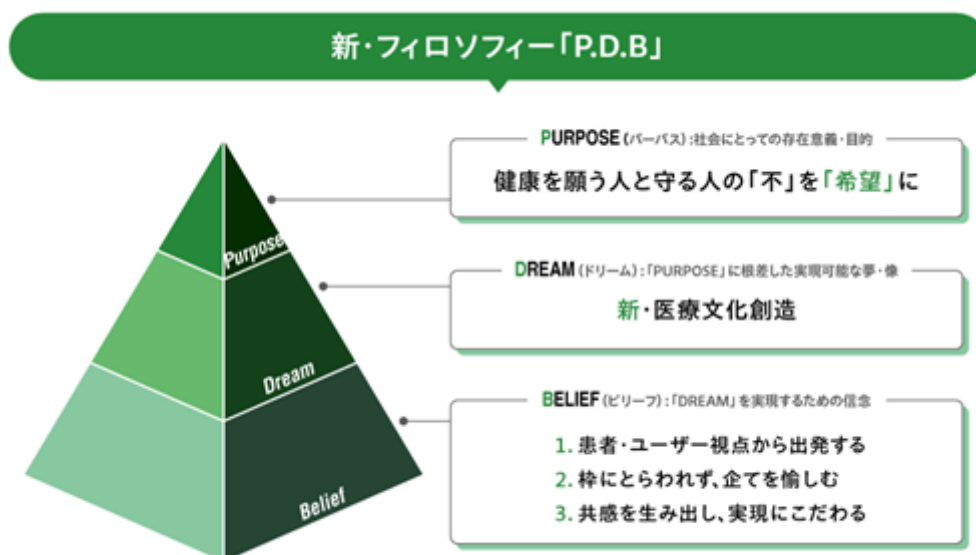
第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。なお、下記の文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は「健康を願う人と守る人の『不』を『希望』に」というパーパスを掲げ、患者やその家族が医療を選択しようとする際に感じる「不」、また医師をはじめとした医療に関わるすべての人が感じている「不」など、日本の医療現場に存在する様々な「不」（不安・不信・不便など）を取り除くことで、「信頼できる医師との出会い」と「信頼関係がもたらす最適な医療の提供」を実現し、新しい医療文化を創造（＝「新・医療文化創造」）したいと考えております。



当社事業は、患者・医師・医療機関それぞれが抱える様々な「不（不安・不信・不便）」に対して、安心感のあるクリニック選びと、その安心感に下支えされた適切な医療の提供を実現するマッチング領域と、その他業務領域のサービスで構成され、医療機関への包括的な支援を行っております。



当社はこれまで、医療機関との取引の中で、医療機関が抱える様々な課題の解決を求められる存在になり、その課題解決に向けて新しいサービスを順次開発・提供してまいりました。これからも、医療機関と医師・医療従事者の皆様はもちろんのこと、ユーザーである患者の皆様、ステークホルダーの皆様と共に当社の事業を成長させ、日本の医療におけるパラダイムシフトを実現し、新しい医療文化を創ってまいります。

(2) 経営戦略等

当社は、医療業界に真摯に向き合い、医療業界の「不」の解消を通じて、持続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。医師の情報を網羅的に集積し、患者に最適な医師の選択を実現させるためのプラットフォーム「ドクターズ・ファイル」を中心とした医療特化型プラットフォーム事業を展開し、今後はさらに求められる新しいサービス提供を実現していくことで医療・健康インフラの実現を目指しております。

当社の経営戦略は、以下のとおりです。

医療機関の取引数拡大

「ドクターズ・ファイル」は集患ニーズを持つ限定的な医療機関だけでなく、全ての医療機関が持つニーズに対応するサービスであるため、対象は医療機関（一部の美容系診療科除く）と考えます。「ドクターズ・ファイル」の顧客数は2025年9月末時点7,502件（ARR（注1）は2,700百万円）であります。クリニックに限定した足元のマーケットシェアは2025年9月末時点4.4%であり、この大きな成長余地への取組みとして、営業チャネルが整備されているエリアに専念したドミナント戦略を徹底することで顧客獲得を促進し、顧客数を拡大してまいります。

また、ストック収入であることから、解約率（注2）は重要な指標であり2025年9月末時点0.74%であります。引き続き解約阻止に注力し安定した解約率を維持してまいります。

クロスセル商材による取引額の拡大

獲得した顧客基盤を活用し、カスタマーサクセス部門を含めた複数の営業部が継続的に顧客へ接触し、クロスセル商材を提案しております。ドクターズ・ファイル受注後は、顧客との接触が定期的に設定されるため、顧客ニーズを発見しやすい構造となっていることから、包括的な支援を目的としてクロスセル商材のご提案を行います。クロスセル商材である「頼れるドクター」は、継続率が74.7%（2025年3月期末時点（注3））となっており、WEBのドクターズ・ファイルとセットでご利用いただき取引額の拡大を目指しております。

生産性の向上で収益性を改善

「ドクターズ・ファイル」や「頼れるドクター」の取材やコンテンツ制作においては、医師の理念や診療方針はもちろん、クリニックを開業した想いを含めた医師の特徴や背景を多面的に表現しています。「頼れるドクター」の2025年3月期末時点で全国における発行エリア数は32版であります。これらの記事の全ては定められた基準を満たし品質を保持するため、制作における完成までの手順は様々な工程が必要となります。2025年4月、これらの工程を「ドクターズ・ファイル」専用AIを導入したことにより、従来では平均7日間を要した工程が必要日数平均2日間にまで改善され、平均5日間の短縮が可能となりました。今後もプロダクトの品質を保持した上で生産性向上に注力してまいります。

（注）1：ARRとは、Annual Recurring Revenue（アニュアル・リカーリング・レベニュー）の略で、年間経常収益を意味し、「ドクターズ・ファイル」から得られるMRRに12ヶ月分を乗じて算出。

（注）2：解約率は、Net Revenue Churn Rate（ネット・レベニュー・チャーン・レート）を指標としており「ドクターズ・ファイル」の解約及び契約変更に伴い増減した当月末MRRを前月末MRRで除した数値

（12カ月平均）

（注）3：継続率は、Revenue Repeat Rate（レベニュー・リピート・レート）を指標としており、2024年3月期の「頼れるドクター」の取引顧客のうち、2025年3月期にも同顧客から「頼れるドクター」の取引があった顧客の収入ベースの割合を通期数値にて算出。



	2024年 3 月期	2025年 3 月期	2026年 3 月期 中間期
売上高	3,223,337	3,552,165	1,877,414
ストック収入（注 1）	2,277,148	2,506,895	1,338,285
リピート収入（注 2）	671,741	734,533	380,304
その他収入（注 3）	274,447	310,736	158,824

（注）1：「ドクターズ・ファイル」のMRRの累計。MRRとは「Monthly Recurring Revenue（マンスリー・リカーリング・レベニュー）」の略で、月間経常収益を意味し、「ドクターズ・ファイル」一か月分の収入となります。

（注）2：「頼れるドクター」で得られる収入となります。

（注）3：ストック収入とリピート収入を除いた収入となります。

(3) 経営環境

市場規模について

当社の医療特化型プラットフォーム事業は、日本全国における医療機関約180,000件を主要なターゲットとしており、うち病院が8,122件、クリニック（一般診療所及び歯科診療所、以下同）が171,712件となります（注1）。病院は1986年の医療法改正によって病床数の総量規制が定められ、近年は規模縮小・廃止・統廃合が進み、病院数は緩やかに減少傾向にあります。病院の約7割は中小病院（200床未満）であり、今後も中小病院を中心に病院の集約化が進むと考えられます。一方で、当社が主力とするクリニックは増加傾向にあります。毎年約7,000件（注1）が開業し、首都圏や関西圏など人口が比較的多い都道府県を中心に増加しております。当社の「ドクターズ・ファイル」の2025年9月末時点における顧客数は7,502件であり、足元のシェアは4.4%です。これは今後シェアの拡大の可能性を有していると考えており、当社の掲げる注力エリア（注2）のクリニック数は113,716件（注1）でクリニック数全体の66.2%のマーケットとなります。我が国においては、国民皆保険制度のもと、あらゆる人が質の高い均質な医療サービスを受けることができます。医療は人々が健康に安心して暮らすために必要不可欠な社会基盤であるため、医療業界は景気の影響を受けにくい性質があります。したがって、当社の医療特化型プラットフォーム事業は、医療業界である医療機関をターゲットとして、商品・サービスを提供していることから、市況の影響を受けることなく安定的に増収を実現しております。

（注）1. 「令和5（2023）年医療施設（静態・動態）調査・病院報告」厚生労働省。当データは当社が対象としていない美容系医療機関も含まれます。

（注）2. 注力エリアの詳細は、以下の通りです。

東京、神奈川、千葉、埼玉、岐阜、愛知、三重、大阪、京都、兵庫、奈良、鳥取、島根、広島、香川、愛媛、福岡、鹿児島

市場動向について

当社がターゲットにしている医療業界は、医療機関側の経営の効率化やデジタルトランスフォーメーション（DX）の要請、また患者側のインターネットを主とした情報活用の姿勢を追い風に、当社のサービスのいずれもが広大なポテンシャルを持つと考えております。また、急激な少子高齢化、社会環境・価値の多様化といった環境の大きな変化の中で、2015年に厚生労働省が公表した「保健医療2035提言書」では、「キュア中心からケア中心へ」というパラダイムシフトが掲げられております。未病からの健康管理という意識が重要視され「ケア中心の世界」が一層加速化されていくと想定しております。「ケア中心の世界」とは、気軽な健康相談などを含めて国民が日常的に医療機関と情報を共有し合う世界であります。そういった環境の中、当社のクライアントである医療機関は相対的に国民にとっての重要性を増し、その情報を提供する当社のサービスは更に求められるものと考えております。当社は、シードフェーズのサービスをさらに拡充していくことで、患者とクリニックを結ぶ医療特化型プラットフォーム事業を成長させ、日本の医療課題を解決すべく「新・医療文化創造」を実現してまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、持続的な企業価値の向上を目指し現時点においては事業成長において最も重要な指標である「売上高」及び「営業利益」を重要経営指標と位置付けております。これらの経営指標を達成するための重要業績評価指標としては、「ドクターズ・ファイル」においては、「ARR（注１）」「顧客数（注２）」「ARPA（注３）」「解約率（注４）」、「頼れるドクター」においては、「継続率（注５）」を設定しており、件数と単価及び継続性を重視し、事業KPIとしております。

	2024年３月期	2025年３月期	2026年３月期 中間期
ARR（千円）（注１）	2,360,264	2,602,274	2,700,962
顧客数（件）（注２）	6,743	7,288	7,502
ARPA（千円/月）（注３）	29.2	29.8	30.1
解約率（％）（注４）	0.77	0.72	0.74

（注）１：各期末月のMRRに12ヶ月分を乗じて算出。

（注）２：各期末時点の「ドクターズ・ファイル」の顧客数。

（注）３：各期末時点のストック収入売上高を、同期末時点の「ドクターズ・ファイル」の顧客数で除して算出。

（注）４：解約率（Net Revenue Churn Rate）

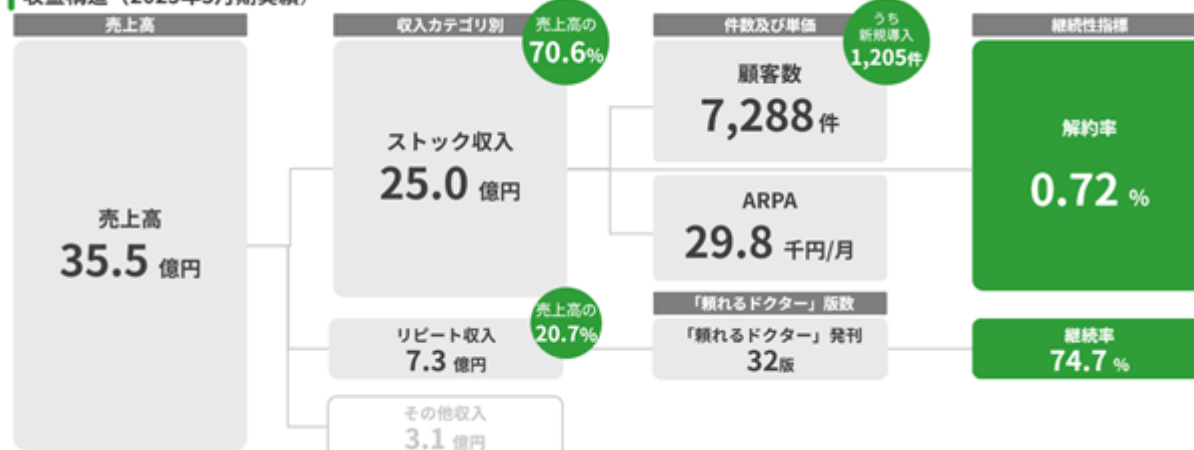
各期末の「ドクターズ・ファイル」の解約及び契約変更に伴い増減した当月末MRRを前月末MRRで除した数値（12カ月平均）

	2024年３月期	2025年３月期
継続率（％）（注５）	77.7	74.7

（注）５：継続率（Revenue Repeat Rate）

前事業年度の「頼れるドクター」の顧客のうち、当事業年度にも同顧客から「頼れるドクター」の取引のあった顧客の収入ベースの割合を通期数値にて算出。

収益構造（2025年3月期実績）



(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

上記を踏まえ、当社の経営戦略を達成するために対処すべき課題として以下のような課題を認識し、これに対処してまいります。

事業成長に向けた先行投資

当社は、医療特化型プラットフォーム事業の価値を高め、患者及び医療機関の両者に新たな価値を提供することを事業戦略の中心に据えております。事業を拡大していく上では、常に新しいサービスの開発を行い、開発されたサービスを迅速に展開していく必要があると考えております。そのためには、プラットフォーム機能の拡張やプロダクト拡充に留まらず、「ドクターズ・ファイル」の認知度向上のためのブランディングやマーケティングへの先行投資を行う必要があると考えております。引き続き、開発投資やマーケティング等の先行投資を進めつつ、中長期的な事業成長を推進してまいります。

優秀な人材の獲得

当社の中長期的な成長を実現するにあたって、優秀な人材を継続的に確保することが重要な課題であると認識しております。特にプロダクトの企画・開発人材の拡充は、事業の拡大と業務の効率化に大きな影響を与えるため、新卒・中途採用共に、積極的な採用活動を通じて優秀人材の獲得を推進してまいります。

生産性の中長期的な向上

当社の更なる事業拡大には、中長期的な生産性向上が必要だと考えております。そのために、業務プロセスの継続的な見直しや広告宣伝費の有効活用による受注率の向上、AIやシステム活用等による継続的な業務の効率化を図り、生産性向上を実現してまいります。

情報管理体制の構築

当社の事業は、医療機関システムの開発や運用等の遂行過程において、顧客の機密情報や個人情報等を取り扱う可能性があります。当社では、情報管理の強化が重要であると考え、情報セキュリティに関する情報セキュリティ管理規程を制定し、従業員への教育を実施しておりますが、今後も社内での研修強化、情報管理体制強化のためのシステム整備等を継続して実施してまいります。

コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社は、持続的な企業価値向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題であると認識しております。当社では、業務執行に対する監督体制を強化することにより透明性の高い経営を目指すとともに、内部統制機能の強化及びコンプライアンス遵守を推進し、企業価値の持続的向上を実現する体制の構築に努めております。具体的には、社外役員の活用や監査役会、会計監査人、内部監査の連携を図り、取締役会の経営戦略策定機能・監督機能を十分に発揮できる体制を整えております。今後におきましても、内部統制の実効性を高めコーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、内部管理体制の強化を図り、リスク管理の徹底とともに強固なコンプライアンス体制の構築に取り組んでまいります。

財務基盤の強化

当社の運転資金及び設備投資資金は、主として営業活動により得た資金に加え、必要に応じて金融機関から借入実施により調達した資金で賄うことを基本方針としております。上記事業上の課題に対する対処及び継続的な設備投資を実行できるよう、内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを検討し、既存事業の営業キャッシュ・フローの改善等に対処する等、財務基盤の強化に努めてまいります。

プラットフォームの信頼性維持・向上

「ドクターズ・ファイル」に掲載する医療機関の記事は、当社が医師に対して直接取材を行い作成しておりますが、患者目線を重視し、社内ガイドラインを厳格に用いて客観的に医療機関についての記事を作成・公表しております。「ドクターズ・ファイル」は医療機関の集患を目的としておらず、また、誘因を目的とするレコメンドをしていないため、「ドクターズ・ファイル」は広告メディアとは一線を画していると言えます。こうした中立性を確保することが「ドクターズ・ファイル」のプラットフォームとしての信頼性の維持に不可欠であると認識しております。引き続き、記事作成時の社内ガイドライン運用の厳格化や患者目線を重視したプロダクトの提供を行い、プラットフォームとしての信頼性の維持・向上に努めてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

（1）ガバナンス

当社は、意思決定の透明性と公正性を確保するための取締役会・社外取締役を含むガバナンス体制を整備し、内部統制・リスクマネジメント・コンプライアンスの徹底に努めています。また、情報セキュリティや知的財産の保護に関する体制整備と定期的な研修を行い、ステークホルダーの信頼性向上と事業の持続的な発展を図っております。

詳細は「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

（2）戦略

当社は、医療特化型プラットフォーム事業の成長により「新・医療文化創造」を実現し、日本の医療課題を解決していくことで、サステナビリティに貢献することを方針としております。医療情報プラットフォームとしての独自性と強みを生かした成長戦略を展開しております。具体的には、掲載情報の量と質の拡充、サービス拡充による医師とユーザーの満足度の向上、デジタル技術を活用した効率的な事業運営、さらには多様な人材やパートナーとの協働による新たな価値創出など、事業成長を通じたサステナビリティへの貢献を推進してまいります。

また、当社における人材の育成・活用に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、以下のとおりであります。

人材育成・活用

当社は「健康を願う人と守る人の『不』を『希望』に」というパーパスのもと、メンバーとしての「ありたき姿」として以下、行動規範である「クレド」を定めております。

- 1．境界をつくらずジブンゴト化する
- 2．本質を捉えた発想をする
- 3．予想を上回る感動をあたえる

このクレドは年度の全社フィロソフィー研修において、メンバーそれぞれの日々の業務パフォーマンスがクレドに沿っているかが確認され、全社で共有することによりその精度の向上を目指しております。また、個人の目標設定においても、クレドに沿ったコンピテンシー目標設定を行い、それぞれのレベルに沿った育成が行われております。さらに、年次ごと、役職ごとの階級別社内オリジナル研修、キャリア研修、外部機関の研修、資格取得支援など、新卒・中途を問わずにすべてのメンバーの自律的な成長を支援できるよう積極的に機会を提供しています。年次などに捉われない管理職、プロジェクトリーダーなどへの任用を積極的に行い、個人の成長をバックアップしています。また、当社は女性正社員比率80.3%（2025年3月時点）、女性管理職比率45.9%（2025年3月時点）、女性役員比率37.5%（2025年3月時点）となっており、引き続き女性活用を積極的に行うことでサステナビリティへの貢献を実現してまいります。

社内環境整備

多様な人材を確保・活用するには、柔軟な働き方を実現することが重要と考えており、環境整備を推進しております。リモートワークやフレックス制度等を活用し、ワークスタイルの柔軟化を図ることで、従業員がワークライフ・バランスを整えながら能力を十分に発揮できる就業環境の整備に努めております。

（3）リスク管理・コンプライアンス

当社はリスクマネジメント・コンプライアンス規程を制定し、サステナビリティを含む様々なリスクに応じて責任部署等を定め、各部門において、その有するリスクの洗い出しとそのリスク発生の機会の洗い出しを行い、主要リスクの認識、リスクに応じた管理とモニタリングを行い、予防的に可能な対策を行うことを基本としております。また、リスク・コンプライアンス委員会において、各リスク管理の方針等に関する審議等を行い、重要な事項がある場合は取締役会において報告を行う体制となっております。

詳細は「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

（4）指標及び目標

当社は、医療特化型プラットフォーム事業の成長を通じた日本の医療課題解決という社会的使命を果たすため、それを支える事業基盤の拡充に努めます。積極的な人材の活用と育成、公平性と透明性が確保されたコーポレート・ガバナンス、内部管理体制とコンプライアンス体制の強化を重要な指標と捉えています。これらについては、各種定期的な研修の実施状況や社内環境整備状況、リスク・コンプライアンス委員会と連携したモニタリングの状

況などを継続的かつ透明性をもって開示することで企業価値向上を図ってまいります。また、当社は成長段階であることから、サステナビリティに関する具体的な指標数値目標等については、提出日現在検討中であります。

3【事業等のリスク】

本書に記載した当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性がある事項及びその他の投資者の判断に影響を及ぼすと考えられる事項には、以下のようなものがあります。また、リスク要因に該当しない事項についても、投資者の判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

当社はこれらのリスクが顕在化する可能性を認識したうえで、その対応に努めてまいります。具体的には、当該リスクを把握し、管理する体制・枠組みとしてリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。詳しくは「4コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 f. リスク・コンプライアンス委員会」をご参照ください。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

（1）事業運営に係わるリスクについて

人材の獲得及び育成について（顕在化の可能性：高／影響度：高／発生時期：特定時期なし）

当社が事業拡大を進めていくには、優秀な人材の確保・育成が重要な課題であると認識しております。新卒を中心とした若手人材の採用を実施し、事業継続を実現するために長期的なキャリア形成が可能な研修制度、人事制度等を適切にアップデートし対策を行っております。しかしながら、人材獲得競争の激化等により優秀な人材の確保・育成が計画通りに進まない場合や、既存の優秀な人材の社外流出等が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

情報セキュリティ対策及び個人情報の管理（顕在化の可能性：中／影響度：高／発生時期：特定時期なし）

当社が運営するサービスはセキュリティ対策を講じ、システム障害またはそれによる情報漏洩等の対策がなされております。また個人情報の管理については「個人情報保護方針」を定め、個人情報保護マネジメントシステムを構築し、従業員等が意図的若しくは意図せず情報を漏洩するなどの行為がないよう定期的な研修やテストを実施しております。また、情報の持ち出し制限、個人情報へのアクセス制限など、個人情報漏洩に対する防止策を講じ、その適切な保護と管理の徹底に努めており、プライバシー・マークの認証を受けております。今後も十分な対応を図ってまいります。サイバー攻撃などのセキュリティ侵害や、不適切なシステムの設定や管理、従業員の不正や過失などによる個人情報の漏洩などが発生した場合、サービスに対して致命的な影響を与え、ユーザーによるサービスの利用が不可能になる、または、お客様へのサービス提供が停止するなどの可能性があります。これにより当社ブランドの棄損、企業イメージの悪化等社会的信用の低下に伴う顧客・サービス利用者の減少、損害賠償請求などの発生などが想定され、このような場合には当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

自然災害等の対策について（顕在化の可能性：中／影響度：高／発生時期：特定時期なし）

当社では、継続的かつ安定的に事業運営できるよう日常的に自然災害、事故、感染症等の発生に備え、事業継続計画を策定し対策を講じております。しかしながら、今後、想定以上の自然災害が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

システム障害について（顕在化の可能性：低／影響度：高／発生時期：特定時期なし）

当社が運営するサービスへのアクセスの急増等の一時的な負荷や電力供給の停止、当社が利用するソフトウェアの不具合、コンピューターウイルスや外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、自然災害、事故等、予測不可能な様々な要因によってコンピューターシステムがダウンした場合、当社の事業活動に支障を生ずる可能性があります。現在、サーバーに関してはクラウドサービスを利用しておりますが、クラウドサービス自体に障害が発生した場合は、当社のサービスの提供に支障をきたす可能性があります。当社ではシステム障害に対して即時に対応できるような体制を構築しておりますが、システム障害に起因して、当社の信頼が失墜し、当社に対する損害賠償請求が発生する場合も想定され、このような場合には当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

内部管理体制について（顕在化の可能性：低／影響度：高／発生時期：特定時期なし）

当社は成長途上にあり、今後の事業運営及び事業拡大に対応するため、内部管理体制について一層の強化を図る必要があると認識しており強化を推進しております。

・経営におけるパーパスの実現に向けてクレド、行動規範を2023年10月に再策定し研修等を通じてその浸透を行い役員・従業員の不正行為の撲滅、高い倫理観をもった組織づくりを行っております。

・労働時間管理においては、36協定の遵守、またPCログデータとタイムカードデータの付け合わせによる隠れ残業を防止するための管理を徹底し従業員の健康管理を行っています。また、人事部内においてハラスメント委員会を運営し相談窓口の設置や研修、啓発活動を行っております。内部通報制度として、ハラスメント相談窓口（人事部）、社内通報窓口（監査役）、社外通報窓口（外部弁護士）を設置し、いつでも通報できる体制を構築しております。しかしながら、内部管理体制に支障が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

技術革新の遅れについて（顕在化の可能性：低／影響度：高／発生時期：特定時期なし）

当社が事業を展開するインターネット業界においては、技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新しいサービスや機能の導入が相次いで行われております。当社は社内開発者のスキル向上のために資格取得サポート・研修等の実施や、先進的な技術を保有する外部委託パートナー等との連携を行う等、技術革新の遅れないよう対策しておりますが、技術革新に関する知見・ノウハウの取得が遅れ、開発体制の構築を迅速に行えない等、この変化に対して適切に対応できなかった場合、当社サービスの競争力が低下し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

特定サービスへの依存について（顕在化の可能性：低／影響度：高／発生時期：特定時期なし）

当社の主たる収益は、「ドクターズ・ファイル」によるストック収入であります。2025年3月期における売上高（3,552,165千円）に占める「ドクターズ・ファイル」の売上高は2,506,895千円であり、比率では70.6%となり、その依存度は高い状況にあります。「ドクターズ・ファイル」の全国のマーケットシェアは未だ低く、マーケット拡大を積極的に実行し、「ドクターズ・ファイル」以外のサービスについても積極的に開発し提供していくことにより事業を拡充してまいります。しかしながら、他社との競合の激化または「ドクターズ・ファイル」の健全性が損なわれること等により、「ドクターズ・ファイル」のブランド力が低下した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

想定以上の解約が生じるリスクについて（顕在化の可能性：低／影響度：高／発生時期：特定時期なし）

当社の主力サービスである「ドクターズ・ファイル」は月額利用料をクリニック等の医療機関からいただく、いわゆるサブスクリプションモデルであることから、既存顧客の契約継続が重要であると考えております。予算及び経営計画には、実績に基づき一定の解約率を見込んでおり、顧客の契約継続のためのサポート体制を構築し対応してまいりますが、サービスの魅力の低下やサポートに対する顧客満足度の低下、商品戦略の市場との乖離、医療機関の経営環境の悪化などにより、当社の想定以上の解約が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

競合について（顕在化の可能性：中／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

当社は現在展開している事業においてはその独自性と優位性を確保していると認識しておりますが、いずれも他社による新規参入の可能性があります。競合他社が資本力、知名度、開発力等において、当社より優れている場合があります。そのような競合他社がその優位性を活用してサービス提供に取り組んだ場合、当社が計画通りにサービス提供が出来ない、顧客の獲得・維持が出来ないことも考えられ、これにより収益の低下等、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

取引先状況の悪化について（顕在化の可能性：中／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

当社は、取引先に対して売掛金を含む与信を提供していますが、経済環境や取引先の財務状況の悪化により、未入金が増加するリスクがあります。これにより、当社のキャッシュ・フローや財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社が外注先に業務を委託する際、外注先が契約通りに業務を遂行できないリスクが存在します。この場合、当社の業務プロセスに遅延が生じるなど、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

医療広告の法的規制について（顕在化の可能性：低／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

当社の運営する医療情報サービスは、主に医療法、医薬若しくは歯科医薬又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（以下、「医療広告ガイドライン」という）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）等の規制を受けます。当社では品質管理部門において品質管理委員会を設置し厚生労働省と連携した医療広告ガイドラインのアップデート、それに伴う社内ガイドラインの見直し、また記事内容のサンプル調査の実施等、十分な対応を図っておりますが、新たな法令等の規制や既存法令等の解釈変更等が行われた場合にはその対応までの期間、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

その他の法的規制について（顕在化の可能性：低／影響度：高／発生時期：特定時期なし）

当社の事業は、会社運営上一般的に適用される法令、また上記の適用法令のほかに、不当景品類及び不当表示防止法、下請代金支払遅延等防止法、労働基準法、職業安定法、厚生労働省、総務省、経済産業省の3省が定めた2つの医療機関向け情報セキュリティガイドライン（3省2ガイドライン）、求人広告ガイドライン等の適用される法令の規制を受けています。法改正などの情報を適切に事業に反映するために四半期に1度、顧問弁護士による適用法令のレポーティングを実施しておりますが、その対処のための費用等が発生する可能性があります。当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

業界動向について（顕在化の可能性：低／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

当社の医療特化型プラットフォーム事業は日本全国における医療機関を主要な顧客としており、厚生労働省の「令和5（2023）年医療施設（静態・動態）調査・病院報告」によると、病院が8,122件、クリニック（一般診療所及び歯科診療所、以下同）が171,712件となります。病院は1986年の医療法改正によって病床数の総量規制が定められ、近年は規模縮小・廃止・統廃合が進み、病院数は緩やかに減少傾向にあります。病院の約7割は中小病院（200床未満）であり、今後も中小病院を中心に病院の集約化が進むと考えられます。一方で、当社が主力とするクリニックは、厚生労働省の「令和5（2023）年医療施設（静態・動態）調査・病院報告」によると、毎年約7,000件が開業し、首都圏や関西圏など人口が比較的多い都道府県を中心に増加しております。しかしながら、国内経済環境、人口動態や社会的価値観の変化、医療・患者行動の変化などにより、当社事業の主要顧客である医療機関の数の減少や医療機関を取り巻く環境が悪化した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

訴訟について（顕在化の可能性：低／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

現在において、当社の事業及び業績に影響を及ぼす訴訟手続きはありません。しかし、今後の当社の事業展開の中で、第三者の権利・利益を侵害したとして損害賠償請求等の訴訟、その他の法的手続が行われる可能性があり、その訴訟その他の法的手続の内容及び結果、損害賠償の金額によっては、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

検索アルゴリズムに関するリスク（顕在化の可能性：低／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

「ドクターズ・ファイル」「ホスピタルズ・ファイル」など当社のWEBサービスにおいては、検索性を高めるためにコンテンツの信頼性、権威性、専門性を担保し、高品質な情報提供を行うなど様々な対策を講じており、また大手検索サイトによる多少のアルゴリズム変更には早急に対応できる体制を備えております。しかしながら、今後大手検索サイトにおける検索アルゴリズムが大幅に変更され、当社が適時適切に対応できなかった場合、オーガニック検索の流入数が減少し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

顧客等からのクレームについて（顕在化の可能性：低／影響度：低／発生時期：特定時期なし）

当社は顧客等から当社従業員の対応不手際や、サービスの品質、納品や納期等に対するご意見・クレームをいただく場合があります。小さなご意見・クレームも早期に見逃さず対応できる運用の導入、貴重なご意見を社内体制に反映できるよう、クレーム共有の場を週1回実施し、適宜事業戦略会までエスカレーションする体制を導入しております。また、役職者ごとに定期的な研修を行い、クレームの再発防止策を講じておりますが、これらの対策を上回るクレームやトラブルの発生により、当社に対する顧客からの信頼が低下し当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

新規事業について（顕在化の可能性：低／影響度：低／発生時期：特定時期なし）

当社では、「ドクターズ・ファイル」、「頼れるドクター」を中心に、今後も引き続き、積極的に新サービスないしは新規事業に取り組んでまいります。新サービス・新規事業の展開にあたって、予期せぬ市場環境や顧客動向の変化、技術革新等の要因により、計画が見通しどおりに実現しなかった場合、投資を回収できなくなる可能性や、利益率の低下等、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

代表への依存について（顕在化の可能性：低／影響度：低／発生時期：特定時期なし）

当社の代表取締役社長である横嶋大輔は、当社の経営方針や事業戦略の決定及びその遂行について重要な役割を果たしております。当社は、取締役会やその他会議体において役職員への情報共有や権限委譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を目指しております。しかしながら、何らかの理由により同氏が当社の経営執行を継続することが困難になった場合には、当社の事業及び経営成績に影響を与える可能性があります。

外部委託先の確保について（顕在化の可能性：低／影響度：低／発生時期なし）

当社サービスは、ライターやカメラマン等の外部委託者の協力により成り立っております。社内制作部門においては、AIによるライティングを実行しライターによる工数の削減を行うとともに、社内営業職にカメラ撮影技術を習得させるなど対策を行っておりますが、取材数の急激な増加に伴い、外部委託者を含めて制作工数が確保出なかった場合には当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

（２）その他のリスクについて

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について（顕在化の可能性：高／影響度：低／発生時期：特定時期なし）

当社は役員及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして第１回から第４回まで新株予約権を付与しております。第１回、第３回および第４回については、いずれかの金融商品取引所への上場の日から起算して１年を経過する日まで行使することができず、１年経過後から段階的に行使可能であり２年経過後からその全てを行使可能な設計となっております。そのため、上場直後においては急激な希薄化が起きない仕組みとしておりますが、将来的にはこれらの新株予約権が行使されることで発行済株式総数が増加し１株当たりの株式価値を希薄化させる可能性があります。

なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数合計は280,700株（そのうち、上場直後に行使可能である第２回新株予約権による潜在株式数は16,000株）であり、発行済株式総数3,910,000株の7.18%（同0.41%）に相当しております。

配当政策について（顕在化の可能性：高／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

当社は現在、成長途上にあると認識しており、獲得した資金については優先的にシステム等の設備投資、又は人材の採用、育成に充てるため、過去においては配当を行っておりません。今後につきましては、株主に対する利益還元を経営上の重要な課題の一つとして認識し、将来的には期末配当による株主への利益還元を予定しております。しかしながら、現段階では配当実施の可能性や実施時期等は未定であり、重要な事業投資を優先する場合やキャッシュ・フローの状況によっては、配当を実施しない、あるいは予定していた配当を減ずる可能性もございます。

大株主について（顕在化の可能性：低／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

本書提出日現在において、当社代表取締役横嶋大輔（近親者及び自身の資産管理会社である株式会社Y-Blood含む）が所有する当社の株式数は3,600,000株であり、発行済株式総数3,910,000株の92.07%となっております。

横嶋大輔は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。当社といたしましても、横嶋大輔は安定株主であると認識しておりますが、将来的に何らかの事情により、大株主である横嶋大輔の持分比率が低下した場合に、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

資金使途について（顕在化の可能性：低／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

当社の公募による新株式の発行によって得られる資金の使途は、事業拡大のための優秀な人材の採用関連費用、当事業の広告宣伝またはマーケティング費用、サービス拡充及び業務効率化のための研究開発費用、及び借入金の返済へ充当する予定であります。

しかしながら、当社を取り巻く外部環境や経営環境の変化に伴い、当該資金が想定どおりの使途に充当されない可能性もあります。また、計画どおりに資金を使用したとしても、期待どおりの効果をあげられない可能性があります。そのような場合には、当社の経営成績等に影響を与える可能性があります。このようなリスクを踏まえ、当社を取り巻く外部環境や経営環境の変化については適時その動向を注視するとともに、調達資金の使途が変更になった場合には、適時適切に開示を行います。

固定資産の減損（顕在化の可能性：低／影響度：低／発生時期：特定時期なし）

当社は、事業運営において、自社開発または外部より購入したソフトウェアを重要な固定資産として保有しております。これらのソフトウェアは、当社の事業活動を支える中核的なシステムであり、効率的な業務遂行や顧客サービスの提供に不可欠な資産ですが、技術の進展や市場環境の変化により、当該ソフトウェアが期待通りの成果を発揮できなくなった場合、ソフトウェアの価値が著しく減少し、結果として減損損失を計上するリスクがあります。当社はこれらのリスクを常に監視し、適切な減損テストを実施することにより、資産価値の適正な評価を行ってまいります。

資金調達について（顕在化の可能性：低／影響度：低／発生時期：特定時期なし）

当社は、事業拡大や運転資金の確保のために、金融機関からの借入や株式市場を通じた資金調達を行うことがあります。しかしながら、経済状況や金利等の市場環境の変動、当社の信用力の変化などにより、計画通りに資金調達ができない、または不利な条件で資金調達を余儀なくされるリスクがあります。このような事態が発生した場合、当社の財務状況や事業活動に影響を与える可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

第22期事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

当事業年度末の資産合計は、前事業年度末に比べ48百万円増加して1,630百万円となりました。また、負債合計が前事業年度末に比べ144百万円減少して918百万円となり、純資産合計が前事業年度末に比べ192百万円増加して712百万円となりました。

（資産）

資産増減の主な要因は、現金及び預金が61百万円、業績拡大に伴い売掛金が48百万円増加したこと、及び、減価償却によりソフトウェアが56百万円減少したこと等によるものです。

（負債）

負債減少の主な要因は、借入金返済により1年内返済予定の長期借入金が42百万円及び長期借入金が85百万円減少したこと、並びに、中間納付により未払消費税等が33百万円減少したこと等によるものです。

（純資産）

純資産増加の要因は、当期純利益の計上により利益剰余金が192百万円増加したことによるものです。また、自己資本比率は43.7%となりました。

第23期中間会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）

当中間会計期間末の資産合計は、前事業年度末に比べ49百万円増加して1,679百万円となりました。また、負債合計が前事業年度末に比べ131百万円減少して786百万円となり、純資産合計が前事業年度末に比べ180百万円増加して893百万円となりました。

（資産）

当中間会計期間末における流動資産は1,301百万円となり、前事業年度末に比べ70百万円増加いたしました。資産増加の主な要因は現金及び預金が71百万円増加したことにあります。これは業績拡大に伴い営業活動によるキャッシュ・フローが堅調に推移したことが背景にあります。

（負債）

当中間会計期間末における流動負債は、未払金が87百万円減少したことにより、前事業年度末に比べ93百万円減少し、673百万円となりました。また、固定負債は、業績拡大に伴い長期借入金を37百万円返済したことで前事業年度末に比べ37百万円減少し、112百万円となりました。

（純資産）

純資産増加の要因は、中間純利益の計上により利益剰余金が180百万円増加したことによるものです。また、自己資本比率は53.2%（前事業年度末は43.7%）となりました。

経営成績の状況

第22期事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

当事業年度における我が国の経済は、世界的な景気変動や資源価格の上昇といった外部環境の影響を受けながらも、緩やかな回復基調を維持いたしました。各種政策支援や内需の堅調さが下支えとなり、企業活動や個人消費においては一定の活発化が見られましたが、依然として先行きに不透明感が残る状況が続いております。

また、医療業界においては患者に対する情報発信の重要性を再認識するだけでなく、これまでの広告手法や院内業務運用またはそれを支えるインフラ、人員体制やマネジメント等のクリニック経営そのものを見直す動きが加速しております。

このような事業環境の中、当社の事業は、「健康を願う人と守る人の『不』を『希望』に」というパーパスを掲げ「新・医療文化創造」というドリームの実現に向かい、日本の医療の最前線であるクリニックに関わるすべての人が感じている「不安」「不信任」「不便」など様々な「不」を取り除くサービスへと進化してまいりました。医療特化型プラットフォーム事業における医療機関との取引の中で、医療機関が抱える様々な課題の解決を求められる存在となり、その課題解決に向けて新しいサービスを順次開発・提供。院内業務支援システムや人材領域など複合的にクリニックの経営課題を解決することで、取引施設数を拡大しております。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高3,552百万円（前年同期比10.2%増）、営業利益272百万円（同79.9%増）、経常利益273百万円（同83.5%増）、当期純利益192百万円（同121.2%増）となりました。

なお、当社は医療特化型プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

第23期中間会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）

当中間会計期間における我が国経済は、世界的な景気変動や資源・エネルギー価格の上昇など外部環境の変化に影響を受けながらも、全体としては緩やかな回復基調をたどりました。各種経済対策の効果や雇用・所得環境の改善、堅調な個人消費が景気を下支えした一方で、国際情勢の不確実性や物価上昇の長期化により、先行きに対する警戒感が残る状況となりました。

医療業界においては、患者への情報提供やコミュニケーションの在り方が改めて問われるとともに、デジタル技術の進展を背景に、従来型の広告・集患手法からデータ活用や業務効率化を重視した経営体制への転換が進みつつあります。これに伴い、院内オペレーションの見直し、ICTインフラの整備、人材配置やマネジメントの最適化など、クリニック経営の持続可能性を意識した取り組みが加速しております。

このような事業環境のもと、当社は「健康を願う人と守る人の『不』を『希望』に」というパーパスを核に、“新・医療文化創造”の実現を目指して事業を推進してまいりました。医療現場で生じる「不安」「不信」「不便」といった課題を、情報・仕組み・人の力で解決することを使命とし、サービスを継続的に高度化させております。

医療特化型プラットフォーム事業では、医療機関とのパートナーシップを通じて、経営・運営上の多様な課題を共有し、その解決に資する新たなサービスを開発・展開しております。院内業務支援システムや人材ソリューションなど、複数の領域を横断的に組み合わせることで、クリニック経営を総合的に支援する体制を整備し、取引施設数の着実な拡大を実現しております。

以上の結果、当中間会計期間の業績は、売上高1,877百万円、営業利益254百万円、経常利益254百万円、中間純利益180百万円となりました。

なお、当社は医療特化型プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

キャッシュ・フローの状況

第22期事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末から61百万円増加し、444百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は212百万円（前事業年度は249百万円の獲得）となりました。これは主に増加要因として税引前当期純利益273百万円（前年同期比129百万円増加）、未払金の増加額43百万円（前年同期は未払金の減少額35百万円）等があった一方で、減少要因として未払消費税等の減少額33百万円（前年同期は未払消費税等の増加額64百万円）、法人税等の支払額82百万円（前年同期は法人税等の支払額1百万円）等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は22百万円（前事業年度は17百万円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出13百万円（前年同期は有形固定資産の取得による支出7百万円）、無形固定資産の取得による支出9百万円（前年同期は無形固定資産の取得による支出10百万円）によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は128百万円（前事業年度は169百万円の使用）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出167百万円（前年同期は長期借入金の返済による支出178百万円）によるものであります。

第23期中間会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末から71百万円増加し、516百万円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は157百万円となりました。これは主に増加要因として税引前中間純利益254百万円、減価償却費37百万円等があった一方で、減少要因として未払金の減少額86百万円、法人税等の支払額60百万円等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は13百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出8百万円、無形固定資産の取得による支出4百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は72百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出68百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社は、医療特化型プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、サービスごとに記載しております。

a.生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b.受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c.販売実績

当事業年度の販売実績は次のとおりであります。

サービスの名称	第22期事業年度 （自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）		第23期中間会計期間 （自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日）
	販売高（千円）	前期比（％）	販売高（千円）
ドクターズ・ファイル（ストック収入）（注1）	2,506,895	110.1	1,338,285

サービスの名称	第22期事業年度 （自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日）		第23期中間会計期間 （自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日）
	販売高（千円）	前期比（％）	販売高（千円）
頼れるドクター（リピート収入）（注 2）	734,533	109.3	380,304
その他（その他収入）（注 3）	310,736	113.2	158,824
合計	3,552,165	110.2	1,877,414

（注）主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。

（注）1：「ドクターズ・ファイル」の収入。

（注）2：「頼れるドクター」の収入。

（注）3：主な内容はホスピタルズ・ファイル、ドクターズ・ファイル エージェント、CLINICO、レジタス、メディパシー等です。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況

1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第22期事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

a. 売上高

当事業年度における売上高は、ドクターズ・ファイル（ストック収入）が2,506百万円（前事業年度比10.1%増）、頼れるドクター（リピート収入）が734百万円（前事業年度比9.3%増）、その他収入が310百万円（前事業年度比13.2%増）で順調に増加した結果、3,552百万円（前事業年度比10.2%増）となりました。

b. 売上原価、売上総利益

当事業年度における売上原価は、事業規模拡大のための社員数の増加に伴い人件費が前事業年度比で22.8%増と大幅に増加した一方で、外注費を中心とした経費が前事業年度比2.7%増と売上の伸びに比して抑えることができた結果、671百万円（前事業年度比10.3%増）となりました。その結果、売上総利益は2,880百万円（前事業年度比10.2%増）となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度における販売費及び一般管理費は、給与手当、賞与、賞与引当金繰入等の人件費の合計が1,561百万円、地代家賃、減価償却費などの施設費が158百万円、広告宣伝費、販売促進費、業務委託費等の諸経費が887百万円となったことから、2,607百万円（前事業年度比5.9%増）となりました。その結果、営業利益は272百万円（前事業年度比79.9%増）となりました。

d. 経常利益

当事業年度における営業外収益は、受取保険金1百万円、違約金収入1百万円等の発生等により3百万円（前事業年度比126.2%増）となり、営業外費用は支払利息2百万円の発生等により2百万円（前事業年度比30.5%減）となりました。その結果、経常利益は273百万円（前事業年度比83.5%増）となりました。

e. 当期純利益

当事業年度における当期純利益は、法人税、住民税及び事業税87百万円の発生等により192百万円（前事業年度比121.2%増）となりました。

第23期中間会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）

a. 売上高

当中間会計期間における売上高は、ドクターズ・ファイル（ストック収入）が1,338百万円、頼れるドクター（リピート収入）が380百万円、その他収入が158百万円で順調に増加した結果、1,877百万円となりました。

b. 売上原価、売上総利益

当中間会計期間における売上原価は、337百万円となりました。これは主に、売上の増加に比べて広告販売原価の増加を抑えたことによるものです。その結果、売上総利益は1,539百万円となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業利益

当中間会計期間における販売費及び一般管理費は、給与手当が543百万円、賞与引当金繰入額が109百万円、減価償却費が10百万円となったことから、1,284百万円となりました。これは主に、人件費は増加したものの、業務委託費や広告宣伝費、販売促進費等の経費が減少したことによるものです。その結果、営業利益は254百万円となりました。

d. 経常利益

当中間会計期間における営業外収益は、業務受託料 1 百万円、受取利息 0 百万円、受取保険金が 0 百万円等の発生により 2 百万円となり、営業外費用は上場関連費用 1 百万円、支払利息 1 百万円の発生等により 2 百万円となりました。その結果、経常利益は254百万円となりました。

e. 中間純利益

当中間会計期間における中間純利益は、法人税、住民税及び事業税77百万円の発生等により中間純利益は180百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性

キャッシュ・フローの分析につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の運転資金需要のうち主なものは、人件費、広告宣伝費等の営業費用であり、必要な資金は自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等で資金調達していくことを基本方針としております。なお、これらの資金調達方法の優先順位等に特段方針はなく、資金需要の額や使途に合わせて柔軟に検討を行う予定であります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「３ 事業等のリスク」に記載のとおりであります。今後収益を拡大するためには、既存の事業の更なる拡大、知名度向上のための広告活動の展開、新サービスの開発が必要であると認識しております。

そのためには、優秀な人材の確保や組織体制の整備を引き続き行い、これらの課題に対して最善の事業戦略を立案するよう、努めていく所存であります。

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「第２ 事業の状況 １ 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり、当社は、持続的な企業価値の向上を目指し現時点においては事業成長において最も重要な指標である「売上高」及び「営業利益」を重要経営指標と位置付けております。これらの経営指標を達成するための重要業績評価指標としては、「ドクターズ・ファイル」においては、「ARR（注１）」「顧客数（注２）」「ARPA（注３）」「解約率（注４）」、「頼れるドクター」においては、「継続率（注５）」を設定しており、件数と単価及び継続性を重視し、事業KPIとしております。現時点において予定通りの進捗となっており、堅調に推移しているものと認識しております。

	2024年３月期	2025年３月期	2026年３月期 中間期
ARR（千円）（注１）	2,360,264	2,602,274	2,700,962
顧客数（件）（注２）	6,743	7,288	7,502
ARPA（千円/月）（注３）	29.2	29.8	30.1
解約率（％）（注４）	0.77	0.72	0.74

（注）１：各期末月のMRRに12ヶ月分を乗じて算出。

（注）２：各期末時点の「ドクターズ・ファイル」の顧客数。

（注）３：各期末時点のストック収入売上高を、同期末時点の「ドクターズ・ファイル」の顧客数で除して算出。

（注）４：解約率（Net Revenue Churn Rate）

各期末の「ドクターズ・ファイル」の解約及び契約変更に伴い増減した当月末MRRを前月末MRRで除した数値（12カ月平均）

	2024年３月期	2025年３月期
継続率（％）（注５）	77.7	74.7

（注）５：継続率（Revenue Repeat Rate）

前事業年度の「頼れるドクター」の取引顧客のうち、当事業年度にも同顧客から「頼れるドクター」の取引のあった顧客の収入ベースの割合を通期数値にて算出。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第22期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

第23期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当中間会計期間における研究開発費の総額は7,289千円であります。当社は当中間会計期間より研究開発活動を実施しております。研究開発は開発チームにて、主に「ドクターズ・ファイル」閲覧者の利便性向上・商品強化を目的として機能開発や機能追加を実行しております。

なお、当社は医療特化型プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第22期事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

当事業年度における設備投資の総額は24,302千円であり、その主な内容は「頼れるドクター」における社内進行管理システムのソフトウェア開発や、パソコンの取得・本社電話主装置入れ替え等に伴うものであります。

また、当事業年度において、重要な施設の除却、売却等はありません。

なお、当社は医療特化型プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第23期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当中間会計期間において実施した設備投資総額は12,127千円であります。その主な内容は、ソフトウェア改修及びPC等の工具、器具及び備品の購入であります。

また、当中間会計期間において、重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は医療特化型プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
		建物	工具、器具及び備品	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計	
本社オフィス (東京都渋谷区)	本社事務所 ソフトウェア	25,952	15,005	131,026	576	172,559	207 (9)

- （注）1．現在休止中の主要な設備はありません。
- 2．建物は賃借しており、本社オフィスの年間賃借料は98,193千円であります。
- 3．従業員数は就業人員（正社員、契約社員）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 4．当社は医療特化型プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第23期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当中間会計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】（2025年10月31日現在）

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	15,640,000
計	15,640,000

(注) 2025年7月24日開催の臨時株主総会決議に基づき定款の一部変更を行い、A種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式の発行可能株式総数を72,000株としております。また、2025年7月24日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月8日付で株式分割を行う定款の変更を行い、発行可能株式総数は15,568,000株増加し、15,640,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,910,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	3,910,000	-	-

- (注) 1. 2025年6月27日開催の取締役会決議に基づき、A種優先株式のすべてにつき2025年7月15日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。なお、2025年7月15日付ですべてのA種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。
2. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年8月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,870,900株増加し、3,910,000株となっております。
3. 2025年7月24日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2025年8月8日付で単元株式数100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第 1 回新株予約権

決議年月日	2023年 2 月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社従業員 27 （注）7
新株予約権の数（個）	2,416 [2,339] （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 2,416 [233,900] （注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	35,000 [350] （注）2、6
新株予約権の行使期間	自2025年 2 月15日 至2033年 2 月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 35,000 [350] 資本組入額 17,500 [175] （注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

最近事業年度の末日（2025年 3 月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年10月31日）にかけて、変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については、最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 . 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は 1 株、提出日の前月末現在は 100株とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 行使に際して出資される財産の価格は、払込金額（以下「行使価格」という）に新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3 . 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これらに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

(4) 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の行使割合

新株予約権者は、割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として本新株予約権を行使できる。

(1) 当社普通株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「上場」という。）の日から起算して1年を経過する日まで行使可能割合：0%

(2) 上場の日から起算して、1年を経過した日から1年6ヶ月を経過する日まで 行使可能割合：50%

(3) 上場の日から起算して、1年6ヶ月を経過した日から2年を経過する日まで 行使可能割合：75%

(4) 上場の日から起算して、2年を経過した日以後 行使可能割合：100%

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

6. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年8月8日付で普通株式1株を普通株式100株に株式分割いたしました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」「新株予約権の行使時の払込金額（円）」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）」が調整されております。

7. 権利の喪失及びフェローへの就任等により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、フェロー2名、当社従業員24名となっております。

第2回新株予約権

決議年月日	2023年3月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2（注）6
新株予約権の数（個）	160（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 160 [16,000]（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	35,000 [350]（注）2、5
新株予約権の行使期間	自2023年3月15日 至2033年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 35,770 [357.70] 資本組入額 17,885 [178.85]（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

最近事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年10月31日）において、変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については、最近事業年度末の末日における内容から変更はありません。

（注）1．本新株予約権は、新株予約権1個につき770円で有償発行しております。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

- 2．行使に際して出資される財産の価格は、払込金額（以下「行使価格」という）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

- 3．新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

(a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く）。

(b) 行使価額を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く）。

- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く）。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
 - (e) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする）。
- (2) 新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これらに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
5. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年8月8日付で普通株式1株を普通株式100株に株式分割いたしました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」「新株予約権の行使時の払込金額（円）」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）」が調整されております。
6. 当社従業員の定年退職により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名、元従業員1名となっております。

第3回新株予約権

決議年月日	2024年2月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 3
新株予約権の数（個）	63 （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 63 [6,300] （注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	48,020 [481] （注）2、6
新株予約権の行使期間	自2026年2月15日 至2034年2月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 48,020 [480.2] 資本組入額 24,010 [240.1] （注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

最近事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年10月31日）にかけて、変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については、最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

- 2．行使に際して出資される財産の価格は、払込金額（以下「行使価格」という）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

- 3．新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- （1）新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これらに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- （2）新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- （3）新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- （4）本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の行使割合

新株予約権者は、割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として本新株予約権を行使できる。

- (1) 当社普通株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「上場」という。）の日から起算して1年を経過する日まで行使可能割合：0%
- (2) 上場の日から起算して、1年を経過した日から1年6ヶ月を経過する日まで 行使可能割合：50%
- (3) 上場の日から起算して、1年6ヶ月を経過した日から2年を経過する日まで 行使可能割合：75%
- (4) 上場の日から起算して、2年を経過した日以後 行使可能割合：100%

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

前記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

6. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年8月8日付で普通株式1株を普通株式100株に株式分割いたしました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」「新株予約権の行使時の払込金額（円）」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）」が調整されております。

第4回新株予約権

決議年月日	2025年2月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 11
新株予約権の数（個）	245 （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 245 [24,500] （注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	86,822 [869] （注）2、6
新株予約権の行使期間	自2027年2月15日 至2035年2月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 86,822 [868.22] 資本組入額 43,411 [434.11] （注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

最近事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年10月31日）にかけて、変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については、最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

- 2．行使に際して出資される財産の価格は、払込金額（以下「行使価格」という）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

- 3．新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- （1）新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これらに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- （2）新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- （3）新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- （4）本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の行使割合

新株予約権者は、割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として本新株予約権を行使できる。

- (1) 当社普通株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「上場」という。）の日から起算して1年を経過する日まで行使可能割合：0%
- (2) 上場の日から起算して、1年を経過した日から1年6ヶ月を経過する日まで 行使可能割合：50%
- (3) 上場の日から起算して、1年6ヶ月を経過した日から2年を経過する日まで 行使可能割合：75%
- (4) 上場の日から起算して、2年を経過した日以後 行使可能割合：100%

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

前記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

6. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年8月8日付で普通株式1株を普通株式100株に株式分割いたしました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）」「新株予約権の行使時の払込金額（円）」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2023年２月13日 （注）１	普通株式 35,800	普通株式 36,000	-	10,000	-	-
2023年２月28日 （注）２	A種優先株式 1,500	普通株式 36,000 A種優先株式 1,500	75,000	85,000	75,000	75,000
2023年２月28日 （注）３	普通株式 500	普通株式 36,500 A種優先株式 1,500	8,750	93,750	8,750	83,750
2023年４月28日 （注）４	A種優先株式 800	普通株式 36,500 A種優先株式 2,300	40,000	133,750	40,000	123,750
2023年５月26日 （注）５	A種優先株式 300	普通株式 36,500 A種優先株式 2,600	15,000	148,750	15,000	138,750
2024年２月１日 （注）６	-	普通株式 36,500 A種優先株式 2,600	48,750	100,000	-	138,750
2025年７月15日 （注）７	普通株式 2,600 A種優先株式 2,600	普通株式 39,100	-	100,000	-	138,750
2025年８月８日 （注）８	普通株式 3,870,900	普通株式 3,910,000	-	100,000	-	138,750

（注）１．株式分割（１：180）による増加であります。

２．有償第三者割当

発行価格 100,000円

資本組入額 50,000円

主な割当先 増山太郎、Malcolm F. MacLean IV

３．有償第三者割当

発行価格 35,000円

資本組入額 17,500円

主な割当先 従業員持株会

４．有償第三者割当

発行価格 100,000円

資本組入額 50,000円

主な割当先 株式会社エイチ・アイ・エス、牧綾子、松永恵倫、松永寛暁

５．有償第三者割当

発行価格 100,000円

資本組入額 50,000円

主な割当先 みずほ成長支援第４号投資事業有限責任組合

６．2023年11月14日開催の臨時株主総会決議により、今後の資本政策の柔軟性・機動性の確保を図ることを目的として、資本金を減少し、その全額をその他資本剰余金へ振替えたものであります。なお、資本金の減資割合は32.8%であります。

７．2025年６月27日開催の取締役会決議に基づき、A種優先株式のすべてにつき2025年７月15日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主にA種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。なお、2025年７月15日付ですべてのA種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております

８．株式分割（１：100）による増加であります。

（４）【所有者別状況】

2025年10月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	2	-	1	8	11	-
所有株式（単元）	-	-	-	18,500	-	750	19,850	39,100	-
所有株式数の割合（％）	-	-	-	47.31	-	1.92	50.77	100	-

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年10月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 3,910,000	39,100	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	3,910,000	-	-
総株主の議決権	-	39,100	-

（注）2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年8月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2025年7月24日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2025年8月8日付で単元株式数100株とする単元株制度を採用しております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第1号に該当するA種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2025年6月27日）での決議状況 （取得期間2025年7月15日）	A種優先株式 2,600	-
最近事業年度前における取得自己株式	-	-
最近事業年度における取得自己株式 （2024年4月1日～2025年3月31日）	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
最近事業年度の末日現在の未行使割合（％）	-	-
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 2,600	-
提出日現在の未行使割合（％）	-	-

（注）当社は、2025年6月27日開催の取締役会決議に基づき、A種優先株式のすべてにつき2025年7月15日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。なお、2025年7月15日付ですべてのA種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	A種優先株式 2,600	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 （ - ）	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

（注）当社は、2025年6月27日開催の取締役会決議に基づき、A種優先株式のすべてにつき2025年7月15日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。なお、2025年7月15日付ですべてのA種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つと認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を行うことを基本方針としております。一方で、当社は現在成長過程にあると認識しており、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、システム等の設備投資、人材の確保や育成など事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。以上のことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図ると共に、事業拡大の投資資金として有効に活用していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は年1回の期末配当のみを基本方針としており、金銭による剰余金の配当に関する決定機関は取締役会として定めております。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨、中間配当の基準日は毎年9月30日とする旨及び基準日を定めて剰余金を配当することができる旨を定款に定めております。

現段階では配当実施の可能性や実施時期等は未定であります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、医療特化型プラットフォーム事業の運営企業として社会的責任を自覚し、事業を通じた社会貢献と発展に寄与することで社会の信頼を得ることを第一とするものです。当社がこのような責務を果たしていくには、公正かつ適切な経営を展開し、株主を含む投資家、従業員、取引先等のステークホルダーに対して積極的かつ迅速な情報開示に努めることが必要であると考えております。また、コーポレート・ガバナンスの求める基準に対して、形式的な取り組みでおわることなく、本質を理解したうえで、さまざまなチャレンジを許容し、柔軟で当社らしいコーポレート・ガバナンスの実現を推進してまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、経営の健全性と効率性を確保するために、監査役会設置会社という体制が最適であると判断しております。取締役会が経営の基本方針を決定し、社外取締役は客観的な視点で監督機能を発揮し、さらに強い法的権限を有する社外監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、公正かつ適切な経営に資すると考えております。

また、経営の意思決定と業務執行機能の分離を図り、取締役会の活性化と意思決定の迅速化のために執行役員制度を導入しております。

a. 取締役会

取締役会は、原則として毎月１回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行います。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催することとなっております。取締役会には、監査役が毎回出席し取締役の業務執行状況の監査を行っております。

取締役会の構成員は、代表取締役を議長として次のとおりです。

代表取締役	横嶋 大輔
取締役	牧 綾子、松永 恵倫
社外取締役（非常勤）	佐川 恵一、清水 真紀子
常勤社外監査役	川瀬 昭男
社外監査役（非常勤）	松本 高一、大山 陽希

b. 監査役会

当社の監査役会は社外監査役３名で構成されており、監査役会では、法令、定款及び監査基準に基づき取締役会で行われる決議の適法性について意見交換するほか、常勤監査役から取締役等の業務執行状況の報告に基づき、協議・意見交換をしております。また、全ての監査役は定時取締役会及び臨時取締役会に出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べております。監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査役会において協議され、取締役会に対して報告されております。

監査役会の構成員は、常勤監査役を議長として次のとおりです。

常勤社外監査役	川瀬 昭男
社外監査役（非常勤）	松本 高一、大山 陽希

c. 事業戦略会

当社は、取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて、経営に関する重要事項について決定を行うことを目的とし、事業戦略会を設置しております。事業戦略会は原則毎週１回以上開催され、経営に関する重要事項について報告を受け、会社の経営目標を達成すべく、重要事項を把握、もしくは協議しております。

なお、事業戦略会の下部会議体としてAMGM（アカウントマネジャー及びゼネラルマネジャー）会を設置しております。これは主に、各部門のアカウントマネジャー及びゼネラルマネジャーで構成され、事業戦略会での決定を受けて業務執行に関する現況報告や営業活動・経営活動について協議しています。

事業戦略会の構成員は、代表取締役を議長として次のとおりです。なお、オブザーバーとして、常勤監査役が参加します。

代表取締役	横嶋 大輔
取締役	牧 綾子、松永 恵倫
常勤社外監査役	川瀬 昭男

執行役員 関谷 直子、坂本 俊孝、寺内 隆央、風間 優一、新関 充、中村 美紀、
大石 真由佳
エグゼクティブマネジャー 大島 千佳、小柳 晴輝、江田 公美

d. 内部監査

当社では独立した内部監査担当部署は設置していませんが、代表取締役の命を受けた内部監査担当3名が社内各部門の業務執行が適切に行われていることを確認するため、内部監査を実施しております。なお、内部監査担当が所属する部署については、別部署から担当者を任命し、相互に牽制する体制としております。また、内部監査結果は代表取締役、取締役会、及び監査役会に報告しており、デュアルレポート体制を構築しております。さらに、内部監査担当、監査役及び会計監査人と連携し、三様監査を実施しております。

e. 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

f. リスク・コンプライアンス委員会

当社ではリスクマネジメント・コンプライアンス規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置しており、事務局を中心に社内のコンプライアンスに対する啓蒙活動の推進や各種リスクの網羅的認識及び分析を実施しているほか、四半期ごとに開催し、取締役会において活動報告を行っております。また、リスク・コンプライアンス各部委員会では各部門のAMGM（アカウントマネジャー及びゼネラルマネジャー）が組織され、当社の事業リスクに対するモニタリングを実行しその抑制に努めております。四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会へ具申・報告を行い連携しております。

リスク・コンプライアンス委員会の構成員は、代表取締役を委員長として次のとおりです。

代表取締役 横嶋 大輔
取締役 松永 恵倫

その他、リスク・コンプライアンス委員会担当が各部より選出され構成員となります。

g. 指名報酬委員会

当社では取締役の指名及び報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を高めるとともに説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会の設置をしております。

指名報酬委員会の構成員は次のとおりです。

委員長 社外取締役 佐川 恵一
委員 社外監査役 川瀬 昭男
委員 社外取締役 清水 真紀子
委員 代表取締役 横嶋 大輔

2025年3月期開催実績：3回

h. 情報セキュリティ委員会

当社では情報セキュリティ委員会を設置し、社内全体の情報セキュリティに関するリスクを把握したうえで、関連規程やマニュアル等に準じた管理、保守・運用の実施状況を確認、甚大なリスクを発生させないようヒヤリハット事案の収集と対策の検討、社員教育、また実際にリスクが発生した際は迅速に適切で公正な判断ができるよう対策を行っております。情報セキュリティ委員会の構成員は、代表取締役を個人情報保護管理者として次のとおりです。なお、情報セキュリティ委員会の活動は四半期ごとに取締役会において活動報告を行っております。

委員長 大島 千佳
事務局 野村 鶴、隅野 佑太
担当者 各部門より選出された17名

なお、代表取締役より任命された個人情報保護管理体制の構成員は次のとおりです。

個人情報保護管理者 大島 千佳
個人情報保護監査責任者 松永 恵倫
教育担当者・情報システム管理者 村北 敏紘
個人情報問合せ窓口責任者（お客様） 大石 真由佳
個人情報問合せ窓口責任者（社内） 中村 麻紗美

特定個人情報保護管理者

中村 麻紗美

i. ハラスメント防止委員会

当社はハラスメント防止委員会を設置し、役員及び全従業員に対するハラスメントの理解、啓発活動、教育を実施しその防止活動を行っております。

ハラスメント防止委員会の構成員は人事部門担当役員を委員長とし以下人事ゼネラルマネジャー 2 名で構成しております。

担当役員 松永 恵倫

担当ゼネラルマネジャー 中村 麻紗美、浅井 悠

j. 安全衛生委員会

当社は、労働安全衛生法に基づき安全衛生委員会を設置し、従業員の安全健康保持を目的に対策を検討しております。各月ごとに当社の安全健康衛生に関わる事項を検討し啓発活動を行っております。

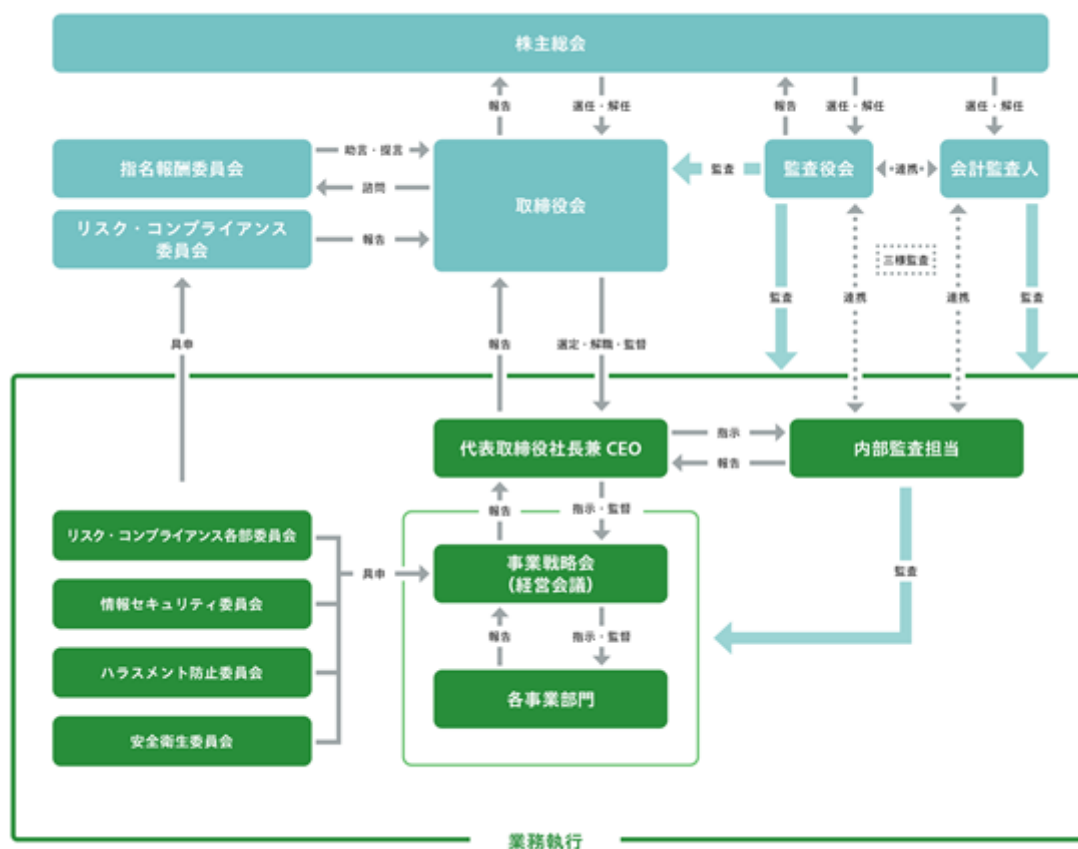
安全衛生委員会の管理者は以下とし、衛生委員を各拠点より 1 名ずつ選出しております。

統括安全衛生管理者 中村 麻紗美

安全/衛生管理者 大川 亜樹子

産業医 築瀬 有美子

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、2022年8月17日開催の取締役会において以下のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、経営理念・行動規範・コンプライアンス基本方針を定め、それらが遵守されるように周知徹底を行う。また、コンプライアンスに対する意識を啓発するために、定期的に研修等を実施する。
- (2) 不正行為等の早期発見と是正を目的として内部通報制度を設け、通報窓口を社内及び社外に設置し、通報者の保護を明確にして運用する。
- (3) 監査役は「監査役監査基準」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう代表取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。
- (4) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役及び監査役会に報告する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書保管管理規程」に基づき、定められた期間保存する。
- (2) データ化された機密情報については、「情報セキュリティ管理規程」に従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業活動上の重大な危険、損害の恐れやリスクについては、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づく対応によって、リスクの早期発見と未然防止に努める。
- (2) リスクが顕在化した際は取締役会において、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限に留める体制を整える。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (2) 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回開催する。
- (3) 取締役会の他、会社の機動的な経営のため、事業戦略会を毎週1回開催し、取締役会で定められた事項を除く重要な事項について、効果的な経営執行を行う。

5．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
- (2) 当該使用人に対する監査役からの指示については、取締役及び所属部門の上長からの指揮命令を受けないこととする。
- (3) 当該使用人の人事異動、考課及び懲戒処分については常勤監査役の同意を得るものとする。

6．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、または、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
- (2) 取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図る。
- (3) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録及び稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める。

- (4) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (5) 監査役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱い行ってはならない。
7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査役の職務の執行に必要な費用については、毎期の予算策定時に監査役より担当部門に発生の見込みを提示する。会社は、当該費用については会社運営上必要な経費として支給する。
- (2) 上記の支給方法は前払い・後払いのいずれの方法も可能とする。
- (3) 予算を超過する費用については、事前に監査役より担当部門宛に請求理由とともに申請し、必要な手続きを経た上で支給する。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
- (2) 監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、監査の状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。
9. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方と体制
- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力に対して毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との取引を含む一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、すべての取締役及び使用人に周知徹底する。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた体制
反社会的勢力対応部署を定め、取引先の審査を行うこと等により反社会的勢力との関係の遮断に努めるとともに、反社会的勢力から接触を受けた場合には外部専門機関と連携しつつ組織的対応を行うものとする。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社はリスクマネジメント・コンプライアンス規程を制定・施行しており、これに基づき事業活動におけるリスク管理体制の整備・維持・向上のため、リスク・コンプライアンス委員会を設置・開催しております。リスク・コンプライアンス委員会は、四半期に一度開催され、リスクの抽出とその発生可能性・影響度に基づき重要性を評価し、当該重要性に応じて適切な対応策を策定・実施しております。

また、リスク・コンプライアンス委員会における検討・審議結果については、取締役会に報告され、必要に応じ、取締役会においてもリスク管理に関して協議を行い、具体的な対応を検討しております。

加えて、リスクの早期発見等を目的とした内部通報制度を構築するとともに、高度な判断が必要とされるリスクが予見・発見された場合には、必要に応じて弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受ける体制を構築しております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）及び監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当社と非業務執行取締役及び監査役との間で、同規定に基づき賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

d. 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しています。被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金・争訟費用を当該保険契約により補填する内容となっております。各候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となる予定です。当該契約によって職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該契約約款の中に役員が法令違反や犯罪行為を行った等の場合には補償しないという免責条項を定めており、また取締役会で契約内容を確認、決議しております。

e.取締役の定数

当社の取締役は11名以内とする旨を定款で定めております。

f.取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

g.取締役会で決議できる株主総会決議事項

（イ）剰余金の配当の決定機関

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当については取締役会の決議により行うことができる旨を定款で定めております。これにより、期末配当（基準日：毎年3月31日）、中間配当（基準日：毎年9月30日）、およびその他基準日を定める行う剰余金の配当について、取締役会の決議により実施することが可能となっております。これは、剰余金の配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

（ロ）自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨を定款に定めております。これは、機動的に自己株式の取得を行うことを目的とするものであります。

（ハ）取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

h.株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

i.取締役会の活動状況

最近事業年度において当社は取締役会を計14回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。取締役会における具体的な検討内容として、月次決算の状況の確認・分析、年度予算、中期経営計画の策定、コーポレート・ガバナンスに関する事項、内部統制に関する事項、組織変更及び人事異動に関する事項、その他企業運営に関する事項について検討しております。

氏名	開催回数	出席回数
横嶋 大輔	14回	14回
牧 綾子	14回	14回
松永 恵倫	14回	14回
佐川 恵一	14回	14回
清水 真紀子	1回	1回

（注）清水真紀子氏は、2025年3月就任後開催の取締役会1回のうち、1回出席したものであります。

j.指名報酬委員会の活動状況

指名報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、次の事項について審議し、取締役会に対して助言・提言を行っております。

- （１）取締役の選任・解任に関する事項
- （２）代表取締役の選定・解職に関する事項
- （３）取締役報酬の基本方針に関する事項
- （４）取締役報酬の内容決定に関する事項
- （５）その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

なお、最近事業年度において当社は指名報酬委員会を３回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
佐川 恵一	３回	３回
川瀬 昭男	３回	３回
横嶋 大輔	３回	３回

（注）清水真紀子氏は、2025年３月就任のため最近事業年度の出席はございません。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性5名 女性3名 （役員のうち女性の比率37.5%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 兼 社長執行役員 CEO	横嶋 大輔	1965年 8 月24日生	1989年 4 月 株式会社リクルートフロム・エー（現 株式会社リクルート）入社 2003年12月 当社設立 代表取締役社長 兼 社長執行役員 CEO（現任）	(注 3)	3,420,000 (注 6)
取締役 兼 専務執行役員 COO	牧 綾子	1974年10月 9 日生	1998年 4 月 株式会社リクルートフロム・エー（現 株式会社リクルート）入社 2010年 6 月 当社入社 2020年 6 月 当社取締役 兼 専務執行役員 COO（現任）	(注 3)	10,000
取締役 兼 専務執行役員 CRO,CHRO	松永 恵倫	1975年 7 月16日生	1998年 4 月 株式会社リクルートフロム・エー（現 株式会社リクルート）入社 2007年 2 月 当社入社 2020年 6 月 当社取締役 兼 専務執行役員 CRO,CHRO（現任）	(注 3)	10,000
取締役	佐川 恵一	1966年 3 月 7 日生	1988年 4 月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 2006年 4 月 同社 執行役員 事業統括室担当 2011年 6 月 同社 取締役 兼 執行役員 2013年 4 月 同社 取締役 兼 常務執行役員 管理本部担当 2016年 4 月 同社 取締役 兼 専務執行役員 ファイナンス本部担当 2017年 4 月 同社 取締役 兼 専務執行役員 ファイナンス本部、管理本部担当 2017年 5 月 同社 取締役 兼 専務執行役員 ファイナンス本部（CFO）、管理本部（CRO）担当 2019年 4 月 同社 取締役 兼 専務執行役員 ファイナンス本部（CFO）担当 2022年 1 月 当社社外取締役（現任） 2022年 3 月 株式会社電通グループ 社外取締役（監査等委員） 2023年 3 月 株式会社電通グループ 社外取締役（現任）	(注 3)	-
取締役	清水 真紀子 (戸籍名：漆間 真紀子)	1975年 9 月 8 日生	2000年 4 月 最高裁判所司法研修所入所 2001年10月 第一東京弁護士会登録 TMI 総合法律事務所入所 2007年 5 月 南カリフォルニア大学ロースクール卒業 2007年11月 モルガン・ルイス&パッキアスLLP 出向 2008年 8 月 TMI 総合法律事務所入所 2013年 1 月 TMI 総合法律事務所パートナー 2014年 7 月 兵庫県弁護士会登録 弁護士法人TMI パートナーズ代表 2019年 2 月 一般財団法人シュゼット財団 評議員（現任） 2024年 4 月 株式会社明倫社 監査役（現任） 2025年 3 月 当社取締役（現任）	(注 3)	-
常勤監査役	川瀬 昭男	1955年 3 月 9 日生	1977年 4 月 東京リコー販売株式会社（現 リコージャパン株式会社）入社 1980年 8 月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 2006年 6 月 同社 常勤監査役 2010年 6 月 株式会社シニアスマイル設立 代表取締役 2020年 6 月 同社 取締役会長（現任） 2021年10月 当社監査役（現任）	(注 4)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	松本 高一	1980年 3月26日生	2003年 9月 株式会社AGS コンサルティング入社 2006年 1月 新光証券株式会社（現 みずほ証券株式会社）入 社 2012年 9月 株式会社プラスアルファ・コンサルティング入社 2014年10月 SMBC日興証券株式会社入社 2017年 8月 株式会社アンビグラム設立 代表取締役（現任） 2017年 9月 デジタルデータソリューション株式会社 社外取 締役（監査等委員） 2017年 9月 株式会社ラバブルマーケティンググループ 社外 取締役（現任） 2018年 6月 澤田ホールディングス株式会社（現 HSホール ディングス株式会社） 社外取締役 2018年 7月 AKA株式会社 社外監査役 2018年 8月 株式会社アッピア設立 代表取締役（現任） 2019年12月 株式会社リチカ 社外監査役（現任） 2019年12月 株式会社 SOUSEI Technology 社外監査役 2020年 4月 株式会社アイデンティティー 社外監査役 2020年11月 株式会社フューチャーリンクネットワーク 社外監査役（現任） 2020年12月 株式会社揚羽 社外監査役（現任） 2021年 6月 当社社外監査役（現任） 2021年12月 株式会社マイホーム 社外監査役（現任） 2022年 2月 株式会社KOLテクノロジーズ（現 株式会社 ADVATEC） 社外取締役（現任） 2022年 6月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 （現ミライドア株式会社）社外取締役（監査等委 員）（現任） 2023年 4月 株式会社TOKYO BASE 社外取締役（監査等委員） （現任） 2024年 6月 株式会社Blue Meme 社外監査役 2025年 6月 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 取 締役副社長（非常勤／非業務執行）（現任） 2025年 6月 ミライドア株式会社（旧フューチャーベンチャー キャピタル） 取締役副社長（非常勤／非業務執 行）（現任） 2025年 6月 株式会社イーグランド（社外取締役）（現任）	（注 4）	-
監査役	大山 陽希	1978年 9月29日生	2001年 4月 株式会社ヤナセ入社 2005年 9月 有限責任監査法人トーマツ入社 2014年 1月 大山総合会計事務所 代表取締役（現任） 2017年 4月 株式会社マクアケ 社外監査役 2018年10月 株式会社アイデンティティー 監査役 2018年12月 株式会社はなまる 監査役 2022年12月 株式会社マクアケ 社外取締役（監査等委員） （現任） 2023年12月 株式会社oy&co. 代表取締役（現任） 2025年 5月 当社社外監査役（現任）	（注 4）	-
計					3,440,000

（注）１．取締役佐川恵一、清水真紀子は、社外取締役であります。

２．監査役川瀬昭男、松本高一、大山陽希は、社外監査役であります。

３．取締役横嶋大輔、牧綾子、松永恵倫、佐川恵一、清水真紀子の任期は、2025年 7月24日開催の臨時株主総会
終結の時から 1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

４．監査役川瀬昭男、松本高一、大山陽希の任期は、2025年 7月24日開催の臨時株主総会終結の時から 4年以内
に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

５．当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しておりま
す。提出日現在の取締役兼務以外の執行役員は関谷直子、坂本俊孝、寺内隆央、風間優一、新関充、中村美
紀、大石真由佳の 7名であります。

６．代表取締役横嶋大輔の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社Y-Bloodが所有する株式を含んで
おります。

社外役員の状況

当社は、社外取締役2名、社外監査役3名を選任しております。社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案したうえで、コーポレート・ガバナンスの充実、向上に資するものを選任することとしております。いずれの社外役員についても、各人及び各人が所属する団体と当社との間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の佐川恵一氏は、経営者としての豊富な経験及び見識を有しております。この経験及び見識を活かし、当社取締役会の意思決定の有効性及び客観性を確保する観点から当社の経営全般への助言及び監督の遂行が期待できるため、社外取締役に選任しております。

社外取締役の清水真紀子氏は、弁護士として特にコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、M&A、アライアンスなどの領域において高い専門性を有しており、当社の事業拡大における経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たすことを期待できるため、社外取締役に選任しております。

社外監査役の川瀬昭男氏は、監査役としての豊富な知見と経験を有しております。この幅広い知識と経験を監査業務に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。

社外監査役の本松高一氏は、コンサルティング会社の代表取締役として企業経営に精通しており、また、上場企業の監査役としての経験を踏まえた知見と経験を監査業務に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。

社外監査役の大山陽希氏は、公認会計士として企業会計、内部統制、コーポレート・ガバナンス等に関する豊富な知見を有しており、専門的な知識や経験を監査業務に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会において監査役監査及び会計監査の結果、その他の重要事案についての報告を受け、社外取締役及び社外監査役の専門性、経験、知見に基づく発言を行っております。

また社外監査役は、定期的に開催する監査役会において常勤監査役から、監査の状況、重要会議の内容、閲覧した各種議事録、稟議決裁書類、契約書類等の重要書類の概要、内部統制の状況等について報告を受けております。加えて、四半期ごとに開催する三様監査を通じて、会計監査人から監査手続の概要や監査結果等について報告・説明を受け、会計監査人、内部監査人との連携強化に努めております。なお、管理部門役職者とは定期面談を実施し状況の確認をしております。

（３）【監査の状況】

監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人員及び手続

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成され、全員が社外監査役であります。なお、監査役大山陽希氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役は監査役会で策定された監査計画に基づき、取締役会及びその他重要会議への出席や、各種議事録、稟議決裁書類、予算関係書類、決算関係書類等の重要書類の閲覧を通じて取締役の業務執行の監査を行っております。

b. 最近事業年度における監査役及び監査役会の活動状況

当社の監査役会は原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催することとしております。最近事業年度における各監査役の監査役会への出席率は100%となっております。監査役会では、策定した監査計画に基づき実施した各監査役の監査業務の報告の他、リスク認識についてのディスカッション、内部監査人や会計監査人との情報共有、各取締役との意見交換等も実施しております。

また、常勤監査役は取締役会の他、事業戦略会や全社会議等の重要な会議への出席や各種議事録、稟議決裁書類、契約書類等の重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、非常勤監査役へ随時情報を発信するなどして情報共有に努めております。

なお、三様監査につきましても四半期ごとに内部監査担当、監査法人と会議を実施し、監査の方針や進捗状況、リスク認識等について意見交換を行っております。

最近事業年度における個々の監査役の監査役会の出席状況については次のとおりであります。なお、社外監査役の大山陽希は、2025年5月15日の臨時株主総会にて監査役に就任したため、出席状況について記載しておりません。

氏名	開催回数	出席回数	備考
川瀬 昭男	13回	13回	-

松本 高一	13回	13回	-
深川 裕季	13回	13回	2025年 5 月退任

内部監査の状況等

a. 内部監査の組織、人員及び手続

当社の内部監査は、代表取締役が任命する内部監査担当が実施しており、担当者を3名（管理部門より兼任）配置しております。内部監査担当は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役、取締役会、及び監査役会に報告するとともに、監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日改善状況のフォローアップ監査を行っております。また、監査上の課題において業務プロセスの整備・運用状況や情報システム等の有効性が論点となった場合には、管理部門にて検討を行っております。なお、管理部門の内部監査は、担当者が所属する部門については、内部監査の実施に際して当該担当者を除外し、残りの2名によって当該部門の内部監査を行うことで、内部監査の独立性を担保しております。

b. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

監査役会との定期的（半年に1回）な会合（デュアルレポートライン）を開催し、意見交換を実施するなど緊密に連携し、監査活動の実効性の向上に努めております。また、監査役、内部監査担当及び会計監査人は、相互に連携して、三者間で定期的（3ヶ月に1回）に会合（三様監査）を開催し、課題・改善事項等の情報の共有化を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

会計監査の状況

a. 提出会社の監査公認会計士等

（イ）監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

（ロ）継続監査期間

2年間

（ハ）業務を執行した公認会計士

業務執行社員 早稲田 宏

業務執行社員 川村 拓哉

（ニ）監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、公認会計士試験合格者2名、その他9名

b. 監査公認会計士等の選定方針と理由

株式上場を目指すにあたって監査法人数社と面談を行い、当該監査法人が株式公開の実績、経験豊富な公認会計士を多数有し、万全の体制を備えていること、及び当社ビジネスへの理解を勘案し、当該監査法人を選定いたしました。

なお、会計監査人が公認会計士法等の法令に違反または抵触する場合など、会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

c. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人と定期的にコミュニケーションを図っており、監査方針や監査計画等について情報交換を実施することで監査法人の監査実施体制、品質管理体制及び独立性を把握するとともに、監査報酬等を総合的に勘案して評価を実施しており、会計監査人として適切に監査が行われていることを確認しております。

d. 監査報酬の内容等

（イ）監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
22,000	-	25,000	-

（ロ）監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（（イ）を除く）
該当事項はありません。

（ハ）その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

（二）監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、監査公認会計士等の監査計画、監査内容、監査日程等を十分に勘案したうえで、監査役会の同意を得て決定しております。

（ホ）監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の報酬等の決定手続、監査計画の内容、過去の監査時間及び実績時間の推移等に照らし、会計監査人の報酬等の妥当性を判断しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬限度額は、2021年9月17日開催の株主総会において、取締役の報酬額は年額200百万円以内、監査役の報酬額は年額20百万円以内と決議されております。当該株主総会決議時点での取締役の員数は5名、監査役の員数は3名であります。

取締役の報酬は、取締役の報酬決定に関する方針に基づき、経営環境、役位、職責、全社業績、会社への貢献度、個人の業績指標等を総合的に勘案し、指名報酬委員会で審議し、その後取締役会の議案として上程し協議の上、決定しております。2025年3月期においては、指名報酬委員会の審議を経て2024年6月27日に開催の臨時取締役会にて、取締役の個別報酬額について協議を行っており、その決定については「取締役の報酬決定に関する方針」および、以下の決定方法に基づき算定しております。

当該事業年度の事業計画における売上高、営業利益額によって標準月額報酬を決定。

前事業年度における事業計画に対する売上高、営業利益の結果（達成率）を基準に総合的な前事業年度の実績の評価を行う。ただし、取締役松永恵倫については、これらの基準に加え、ガバナンス体制および内部管理体制の構築結果を基準に加えている。

に対し、の評価結果（％）を掛け合わせるにより「月額報酬」を決定する。なお、役員報酬額の妥当性評価については、代表取締役と取締役間の報酬差、および取締役と従業員給与（最高額）との報酬差を確認し、ベンチマークとする企業と同等レベルであることを確認し決定するものとする。

監査役の報酬については、その額又は算定方法の決定に関する方針はございませんが、各人の業務分担の状況等を考慮し、監査役の協議にて決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち非金銭報酬等	
取締役 （社外取締役を除く。）	106,494	106,494	-	-	-	3
監査役 （社外監査役を除く。）	-	-	-	-	-	-
社外役員	17,300	17,300	-	-	-	5

（注）上表には、2025年5月15日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
該当事項はありません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的の投資株式とし、それ以外を目的として保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。

2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）及び当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

3．連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修等へ参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	383,571	444,849
売掛金	703,558	752,238
契約資産	7,225	-
貯蔵品	2,985	4,157
前払費用	28,977	28,932
未収入金	1,829	3,271
その他	1,489	1,295
貸倒引当金	3,383	3,353
流動資産合計	1,126,255	1,231,391
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	68,448	59,691
工具、器具及び備品（純額）	16,438	18,624
リース資産（純額）	2,590	1,554
有形固定資産合計	1 87,478	1 79,869
無形固定資産		
ソフトウェア	187,232	131,026
ソフトウェア仮勘定	-	576
無形固定資産合計	187,232	131,603
投資その他の資産		
敷金及び保証金	124,615	124,516
繰延税金資産	56,860	63,072
その他	116	148
投資その他の資産合計	181,592	187,737
固定資産合計	456,302	399,210
資産合計	1,582,558	1,630,601

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	59,760	47,605
1年内返済予定の長期借入金	160,462	118,364
未払金	121,932	166,632
未払費用	161,743	150,815
未払法人税等	54,541	59,926
未払消費税等	86,613	53,582
契約負債	41,699	38,245
賞与引当金	110,018	118,678
リース債務	1,149	1,169
その他	27,756	12,382
流動負債合計	825,677	767,402
固定負債		
長期借入金	189,394	104,358
リース債務	1,761	592
資産除去債務	45,504	45,702
固定負債合計	236,659	150,652
負債合計	1,062,337	918,054
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	138,750	138,750
その他資本剰余金	48,750	48,750
資本剰余金合計	187,500	187,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	232,597	424,923
利益剰余金合計	232,597	424,923
株主資本合計	520,097	712,423
新株予約権	123	123
純資産合計	520,220	712,546
負債純資産合計	1,582,558	1,630,601

【中間貸借対照表】

（単位：千円）

当中間会計期間 (2025年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	516,798
売掛金	749,638
貯蔵品	4,765
前払費用	31,970
未収入金	2,041
その他	599
貸倒引当金	3,842
流動資産合計	1,301,971
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	55,118
工具、器具及び備品（純額）	20,656
リース資産（純額）	1,036
有形固定資産合計	76,810
無形固定資産	
ソフトウェア	108,544
ソフトウェア仮勘定	1,085
無形固定資産合計	109,629
投資その他の資産	
敷金及び保証金	124,516
繰延税金資産	66,777
その他	147
投資その他の資産合計	191,441
固定資産合計	377,882
資産合計	1,679,853

（単位：千円）

当中間会計期間 (2025年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
買掛金	44,280
1年内返済予定の長期借入金	86,729
未払金	78,967
未払費用	155,199
未払法人税等	77,162
未払消費税等	53,655
契約負債	40,332
賞与引当金	121,719
リース債務	1,179
その他	14,586
流動負債合計	673,812
固定負債	
長期借入金	67,109
資産除去債務	45,801
固定負債合計	112,910
負債合計	786,723
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	187,500
利益剰余金	605,507
株主資本合計	893,007
新株予約権	123
純資産合計	893,130
負債純資産合計	1,679,853

【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
売上高	1 3,223,337	1 3,552,165
売上原価	609,296	671,993
売上総利益	2,614,041	2,880,171
販売費及び一般管理費	2 2,462,537	2 2,607,547
営業利益	151,503	272,624
営業外収益		
受取利息	4	306
受取保険金	1,078	1,441
業務受託料	-	597
違約金収入	321	1,006
その他	171	214
営業外収益合計	1,576	3,566
営業外費用		
支払利息	3,538	2,789
株式交付費	385	-
その他	154	45
営業外費用合計	4,077	2,834
経常利益	149,003	273,356
特別損失		
減損損失	3 5,364	-
特別損失合計	5,364	-
税引前当期純利益	143,638	273,356
法人税、住民税及び事業税	54,542	87,242
法人税等調整額	2,135	6,212
法人税等合計	56,677	81,030
当期純利益	86,961	192,325

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
人件費	1	228,980	37.6	281,247	41.9
経費		380,315	62.4	390,745	58.1
当期売上原価		609,296	100.0	671,993	100.0

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
外注費(千円)	258,461	275,237
減価償却費(千円)	78,227	64,275

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【中間損益計算書】

（単位：千円）

当中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）	
売上高	1,877,414
売上原価	337,995
売上総利益	1,539,418
販売費及び一般管理費	1,284,824
営業利益	254,594
営業外収益	
受取利息	545
受取保険金	420
業務受託料	1,000
違約金収入	300
その他	126
営業外収益合計	2,393
営業外費用	
支払利息	1,205
上場関連費用	1,500
その他	156
営業外費用合計	2,861
経常利益	254,125
税引前中間純利益	254,125
法人税、住民税及び事業税	77,245
法人税等調整額	3,704
法人税等合計	73,540
中間純利益	180,584

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計			
					繰越 利益剰余金				
当期首残高	93,750	83,750	-	83,750	145,636	145,636	323,136	123	323,259
当期変動額									
新株の発行	55,000	55,000	-	55,000	-	-	110,000	-	110,000
減資	48,750	-	48,750	48,750	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	86,961	86,961	86,961	-	86,961
当期変動額合計	6,250	55,000	48,750	103,750	86,961	86,961	196,961	-	196,961
当期末残高	100,000	138,750	48,750	187,500	232,597	232,597	520,097	123	520,220

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

（単位：円）

	株主資本							新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計			
					繰越 利益剰余金				
当期首残高	100,000	138,750	48,750	187,500	232,597	232,597	520,097	123	520,220
当期変動額									
当期純利益	-	-	-	-	192,325	192,325	192,325	-	192,325
当期変動額合計	-	-	-	-	192,325	192,325	192,325	-	192,325
当期末残高	100,000	138,750	48,750	187,500	424,923	424,923	712,423	123	712,546

【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	143,638	273,356
減価償却費	103,785	87,539
減損損失	5,364	-
賞与引当金の増減額（ は減少）	27,726	8,659
貸倒引当金の増減額（ は減少）	567	30
受取利息	4	306
支払利息	3,538	2,789
売上債権の増減額（ は増加）	117,345	41,453
棚卸資産の増減額（ は増加）	792	1,171
仕入債務の増減額（ は減少）	10,698	12,154
契約負債の増減額（ は減少）	3,594	3,454
未払金の増減額（ は減少）	35,181	43,010
未払費用の増減額（ は減少）	10,857	10,927
未払消費税等の増減額（ は減少）	64,657	33,031
その他	16,804	16,336
小計	237,910	296,489
利息の受取額	4	306
利息の支払額	3,500	2,862
法人税等の支払額	1,426	82,273
法人税等の還付額	16,337	414
営業活動によるキャッシュ・フロー	249,325	212,075
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	7,408	13,204
無形固定資産の取得による支出	10,510	9,408
敷金及び保証金の差入による支出	204	-
敷金及び保証金の回収による収入	150	99
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,973	22,513
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	100,000	-
短期借入金の返済による支出	200,000	-
長期借入れによる収入	-	40,000
長期借入金の返済による支出	178,152	167,134
リース債務の返済による支出	1,129	1,149
株式の発行による収入	109,615	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	169,666	128,283
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	61,685	61,278
現金及び現金同等物の期首残高	321,886	383,571
現金及び現金同等物の期末残高	383,571	444,849

【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

当中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	254,125
減価償却費	37,376
上場関連費用	1,500
賞与引当金の増減額（ は減少）	3,041
貸倒引当金の増減額（ は減少）	488
受取利息	545
支払利息	1,205
売上債権の増減額（ は増加）	2,599
棚卸資産の増減額（ は増加）	607
仕入債務の増減額（ は減少）	3,325
未払金の増減額（ は減少）	86,213
未払費用の増減額（ は減少）	3,659
契約負債の増減額（ は減少）	2,087
未払消費税等の増減額（ は減少）	72
その他	2,618
小計	218,082
利息の受取額	545
利息の支払額	1,133
法人税等の支払額	60,009
営業活動によるキャッシュ・フロー	157,484
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	8,665
無形固定資産の取得による支出	4,404
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,070
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	68,884
リース債務の返済による支出	582
上場関連費用の支出	3,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	72,466
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	71,948
現金及び現金同等物の期首残高	444,849
現金及び現金同等物の中間期末残高	516,798

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日）

1．棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品は、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。ただし工具、器具及び備品については、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～20年

工具、器具及び備品 3年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社は、主として、医師の状況を網羅的に集積し、患者に最適な医師の選択を実現させるための情報発信プラットフォームである「ドクターズ・ファイル」の展開、および、医療機関を顧客とする医療機関の情報雑誌である「頼れるドクター」等を発刊しております。

(1) ドクターズ・ファイル（ストック収入）

「ドクターズ・ファイル」における主要な履行義務は、Webでの医療機関の情報掲載サービスの提供であります。当該サービス提供において、当社は顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に渡って契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。

(2) 頼れるドクター（リピート収入）

医療機関の情報雑誌である「頼れるドクター」等における履行義務は、雑誌での医療機関の広告の提供であります。当該広告提供において、当社は顧客へ広告が掲載された雑誌を発刊する義務を負っており、当該履行義務は雑誌の発刊によって充足されるため、雑誌の発刊時点で収益を認識しております。

5．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品は、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。ただし工具、器具及び備品については、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～20年

工具、器具及び備品 3年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社は、主として、医師の状況を網羅的に集積し、患者に最適な医師の選択を実現させるための情報発信プラットフォームである「ドクターズ・ファイル」の展開、および、医療機関を顧客とする医療機関の情報雑誌である「頼れるドクター」等を発刊しております。

(1) ドクターズ・ファイル（ストック収入）

「ドクターズ・ファイル」における主要な履行義務は、Webでの医療機関の情報掲載サービスの提供であります。当該サービス提供において、当社は顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に渡って契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。

(2) 頼れるドクター（リピート収入）

医療機関の情報雑誌である「頼れるドクター」における履行義務は、雑誌での医療機関の広告の提供であります。当該広告提供において、当社は顧客へ広告が掲載された雑誌を発刊する義務を負っており、当該履行義務は雑誌の発刊によって充足されるため、雑誌の発刊時点で収益を認識しております。

5．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．固定資産の減損

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	87,478千円
無形固定資産	187,232千円
減損損失	5,364千円

（2）財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定は、将来の事業計画及び将来キャッシュ・フローの見積りを使用しております。グルーピングは、支社を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、支社の営業損益が2期連続してマイナスとなった場合等に減損の兆候を把握しております。減損の兆候が把握された支社については、将来キャッシュ・フローを見積り割引前キャッシュ・フローの合計が当該事務所の固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額によっております。当事業年度においては、福岡支社の有形固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額5,364千円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため零として算定しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、将来の事業計画に基づく支社の営業損益予測に基づいております。将来の事業計画の見積りに当たっては、顧客数、ARPA（顧客当たりの利用単価）及び解約率（Net Revenue Churn Rate）等に関する経営指標を基礎にしており、継続的な売上高の増加を主要な仮定として織り込んでおります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りにつきましては、入手可能な情報に基づいて算出しておりますが、不確実な経済条件の変動等によって、当該仮定に変化が生じた場合には、将来キャッシュ・フロー又は回収可能価額の見積りが変動し、翌事業年度の財務諸表において固定資産の減損認識の判定及び減損損失の算定に重要な影響を与える可能性があります。

2．繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	56,860千円
--------	----------

（2）財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性の判断は、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の解消見込年度から、回収可能性を判断したうえで繰延税金資産を計上しております。課税所得に関する見積りは、将来の事業計画に基づき算定しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の事業計画の見積りに当たっては、顧客数、ARPA（顧客当たりの利用単価）及び解約率（Net Revenue Churn Rate）等に関する経営指標を基礎にしており、特に新規顧客の獲得に伴う、継続的な売上高の増加を主要な仮定として織り込んでおります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の課税所得の見積りにつきましては、入手可能な情報に基づいて算出しておりますが、不確実な経済条件の変動等によって、当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 固定資産の減損

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	79,869千円
無形固定資産	131,603千円
減損損失	- 千円

（2）財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定は、将来の事業計画及び将来キャッシュ・フローの見積りを使用しております。グルーピングは、支社を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、支社の営業損益が2期連続してマイナスとなった場合等に減損の兆候を把握しております。減損の兆候が把握された支社については、将来キャッシュ・フローを見積り割引前キャッシュ・フローの合計が当該事務所の固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額によっております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、将来の事業計画に基づく支社の営業損益予測に基づいております。将来の事業計画の見積りに当たっては、顧客数、ARPA（顧客当たりの利用単価）及び解約率（Net Revenue Churn Rate）等に関する経営指標を基礎にしており、特に新規顧客の獲得に伴う、継続的な売上高の増加を主要な仮定として織り込んでおります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りにつきましては、入手可能な情報に基づいて算出しておりますが、不確実な経済条件の変動等によって、当該仮定に変化が生じた場合には、将来キャッシュ・フロー又は回収可能価額の見積りが変動し、翌事業年度の財務諸表において固定資産の減損認識の判定及び減損損失の算定に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	63,072千円
--------	----------

（2）財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性の判断は、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の解消見込年度から、回収可能性を判断したうえで繰延税金資産を計上しております。課税所得に関する見積りは、将来の事業計画に基づき算定しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の事業計画の見積りに当たっては、顧客数、ARPA（顧客当たりの利用単価）及び解約率（Net Revenue Churn Rate）等に関する経営指標を基礎にしており、特に新規顧客の獲得に伴う、継続的な売上高の増加を主要な仮定として織り込んでおります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の課税所得の見積りにつきましては、入手可能な情報に基づいて算出しておりますが、不確実な経済条件の変動等によって、当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

（未適用の会計基準等）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

（１）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要であることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２）適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

（貸借対照表関係）

１ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	95,989千円	123,749千円

２ 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座貸越極度額の総額	300,000千円	300,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	300,000千円	300,000千円

（損益計算書関係）

1 顧客との契約から生じる収益

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度15%、当事業年度17%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度85%、当事業年度83%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給与手当	999,442千円	1,024,463千円
減価償却費	25,558千円	23,264千円
賞与引当金繰入額	101,423千円	105,755千円

3 減損損失

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
福岡支社 （福岡県福岡市博多区）	営業拠点	建物	5,162
		工具、器具及び備品	202
合計			5,364

当社は、減損損失を把握するにあたっては、支社を基準としてグルーピングを行っております。

福岡支社について、減損の兆候が認められたため回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため零として算定しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	36,500	-	-	36,500
A種優先株式	1,500	1,100	-	2,600
合計	38,000	1,100	-	39,100
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（変動事由の概要）

A種優先株式の増加は新株の発行による増加であります。

2．新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業 年度末残高 （千円）
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	123
合計		-	-	-	-	123

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	36,500	-	-	36,500
A種優先株式	2,600	-	-	2,600
合計	39,100	-	-	39,100
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2．新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業 年度末残高 （千円）
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	123
合計		-	-	-	-	123

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
現金及び預金	383,571千円	444,849千円
現金及び現金同等物	383,571千円	444,849千円

（リース取引関係）

前事業年度（自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日）

（借主側）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 本社における複合機であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「２．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	当事業年度 (2024年 3 月31日)
1 年内	57,953
1 年超	48,175
合計	106,129

当事業年度（自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日）

（借主側）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 本社における複合機であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「２．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	当事業年度 (2025年 3 月31日)
1 年内	41,785
1 年超	6,390
合計	48,175

（金融商品関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画及び資金計画に基づき、必要な資金は自己資金の充当、銀行借入、又は増資により調達しております。一時的な余剰資金においても安全性の高い預金にて運用し、投機目的及びトレーディング目的での取引、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内の与信管理規程に従い、各営業部門における担当者が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は、主に事務所賃借に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

営業債務である買掛金等は、流動性のリスクに晒されております。そのほとんどが1年以内の支払期日であります。当該リスクに関しては、担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

長期借入金には主に事業投資に係る資金調達であり、返済期限は決算日から最長6年後であります。また、借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金計画を作成・更新する等の方法により管理しています。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画及び資金計画に基づき、必要な資金は自己資金の充当、銀行借入、又は増資により調達しております。一時的な余剰資金においても安全性の高い預金にて運用し、投機目的及びトレーディング目的での取引、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内の与信管理規程に従い、各営業部門における担当者が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は、主に事務所賃借に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

営業債務である買掛金等は、流動性のリスクに晒されております。そのほとんどが1年以内の支払期日であります。当該リスクに関しては、担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

長期借入金には主に事業投資に係る資金調達であり、返済期限は決算日から最長5年後であります。また、借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金計画を作成・更新する等の方法により管理しています。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金及び保証金	124,615	119,664	4,950
資産計	124,615	119,664	4,950
(2) 長期借入金(*3)	349,856	348,920	935
負債計	349,856	348,920	935

(*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)「売掛金」、「契約資産」、「未収入金」、「買掛金」、「契約負債」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金及び保証金	124,516	115,390	9,125
資産計	124,516	115,390	9,125
(2) 長期借入金(*3)	222,722	221,171	1,550
負債計	222,722	221,171	1,550

(*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「契約負債」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

（注）１．金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
売掛金	703,558	-	-	-
敷金及び保証金	-	10,004	114,610	-
合計	703,558	10,004	114,610	-

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
売掛金	752,238	-	-	-
敷金及び保証金	3,278	6,627	114,610	-
合計	755,516	6,627	114,610	-

（注）2．長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	160,462	105,020	47,803	24,496	8,660	3,415
合計	160,462	105,020	47,803	24,496	8,660	3,415

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	118,364	61,147	31,136	8,660	3,415	-
合計	118,364	61,147	31,136	8,660	3,415	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	119,664	-	119,664
資産計	-	119,664	-	119,664
長期借入金	-	348,920	-	348,920
負債計	-	348,920	-	348,920

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な利率で割引いた現在価値により算定しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利及び信用リスクを反映しており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	115,390	-	115,390
資産計	-	115,390	-	115,390
長期借入金	-	221,171	-	221,171
負債計	-	221,171	-	221,171

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な利率で割引いた現在価値により算定しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利及び信用リスクを反映しており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（1）ストック・オプションの内容

	第1回 新株予約権（無償）	第2回 新株予約権（有償）	第3回 新株予約権（無償）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 27名	当社従業員 2名	当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 243,900株	普通株式 16,000株	普通株式 6,300株
付与日	2023年2月28日	2023年3月15日	2024年2月15日
権利確定条件	（注）2	（注）3	（注）2
対象勤務期間	自 2023年2月28日 至 2025年2月14日	対象勤務期間の定めはありません。	自 2024年2月15日 至 2026年2月14日
権利行使期間	自 2025年2月15日 至 2033年2月14日	自 2023年3月15日 至 2033年3月14日	自 2026年2月15日 至 2034年2月14日

（注）1．株式数に換算して記載しております。なお、2025年8月8日付株式分割（普通株式1株につき普通株式100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2．新株予約権の行使の条件

- （1）新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これらに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- （2）新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- （3）新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- （4）本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- （5）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

3．新株予約権の行使の条件

- （1）新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - （a）行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く）。
 - （b）行使価額を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く）。
 - （c）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く）。
 - （d）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。

- (e) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする）。
- (2) 新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これらに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2024年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	243,900	-	-
付与	-	-	6,300
失効	2,300	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	241,600	-	6,300
権利確定後（株）			
前事業年度末	-	16,000	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	16,000	-

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2025年8月8日付株式分割（普通株式1株につき普通株式100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格（円）	350	350	480.2
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2025年8月8日付株式分割（普通株式1株につき普通株式100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 33,539千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における
本源的価値の合計額 - 千円

当事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第 1 回 新株予約権（無償）	第 2 回 新株予約権（有償）	第 3 回 新株予約権（無償）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4 名 当社従業員 27名	当社従業員 2 名	当社従業員 3 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 243,900株	普通株式 16,000株	普通株式 6,300株
付与日	2023年 2 月28日	2023年 3 月15日	2024年 2 月15日
権利確定条件	（注）2	（注）3	（注）2
対象勤務期間	自 2023年 2 月28日 至 2025年 2 月14日	対象勤務期間の定めはありません。	自 2024年 2 月15日 至 2026年 2 月14日
権利行使期間	自 2025年 2 月15日 至 2033年 2 月14日	自 2023年 3 月15日 至 2033年 3 月14日	自 2026年 2 月15日 至 2034年 2 月14日

	第 4 回 新株予約権（無償）
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 11名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 24,500株
付与日	2025年 2 月17日
権利確定条件	（注）2
対象勤務期間	自 2025年 2 月17日 至 2027年 2 月14日
権利行使期間	自 2027年 2 月15日 至 2035年 2 月14日

（注）１．株式数に換算して記載しております。なお、2025年 8月 8日付株式分割（普通株式 1 株につき普通株式100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

２．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これらに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く）。
 - (b) 行使価額を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く）。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
 - (e) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする）。
- (2) 新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これらに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前（株）				
前事業年度末	241,600	-	6,300	-
付与	-	-	-	24,500
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	241,600	-	6,300	24,500
権利確定後（株）				
前事業年度末	-	16,000	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	16,000	-	-

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2025年8月8日付株式分割（普通株式1株につき普通株式100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格（円）	350	350	480.2	868.22
行使時平均株価（円）	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-	-

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2025年8月8日付株式分割（普通株式1株につき普通株式100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 135,937千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 - 千円

(税効果会計関係)

前事業年度(2024年3月31日)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	5,744千円
賞与引当金	43,438千円
減価償却超過額	34,820千円
資産除去債務	15,739千円
その他	4,834千円
繰延税金資産小計	104,577千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	38,518千円
評価性引当額小計	38,518千円
繰延税金資産合計	66,058千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	9,154千円
その他	44千円
繰延税金負債合計	9,198千円
繰延税金資産の純額	56,860千円

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
住民税均等割	1.2%
税額控除	5.2%
評価性引当額の増減	10.0%
中小法人軽減税率適用による影響	0.9%
その他	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.5%

当事業年度（2025年3月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	6,339千円
賞与引当金	47,376千円
減価償却超過額	35,955千円
資産除去債務	16,192千円
その他	4,254千円
繰延税金資産小計	110,117千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	39,093千円
評価性引当額小計	39,093千円
繰延税金資産合計	71,024千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	7,952千円
繰延税金負債合計	7,952千円
繰延税金資産の純額	63,072千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
住民税均等割	0.6%
税額控除	4.5%
評価性引当額の増減	0.4%
中小法人軽減税率適用による影響	0.5%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.6%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。

この変更による影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を対象資産の耐用年数（10～20年）と見積り、当該期間に応じた国債の利率（0.16～0.74％）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
期首残高	41,328千円
見積りの変更による増加額	3,996
時の経過による調整額	180
期末残高	45,504

二 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、インフレ率の上昇に対応して将来の原状回復工事に係る支出に関する見積もりの変更を行いました。なお、使用見込み期間に変更はありません。

この見積りの変更による増額3,996千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は53千円減少しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を対象資産の耐用年数（10～20年）と見積り、当該期間に応じた国債の利率（0.16～0.74％）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
期首残高	45,504千円
時の経過による調整額	198
期末残高	45,702

(収益認識関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	医療特化型プラットフォーム事業
ストック収入（注1）	2,277,148
リピート収入（注2）	671,741
その他収入（注3）	274,447
顧客との契約から生じる収益	3,223,337
その他の収益	-
外部顧客への売上高	3,223,337

(注)1：「ドクターズ・ファイル」の収入にかかる売上高。

(注)2：「頼れるドクター」の収入にかかる売上高。

(注)3：ストック収入とリピート収入を除いた収入であり、主な内容はホスピタルズ・ファイル、ドクターズ・ファイル エージェント、CLINICO、レジタス、メディバシー等の収入にかかる売上高であります。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権および契約資産は、財務諸表において売掛金および契約資産としてそれぞれ独立した科目で表示しております。また、契約負債も独立した科目で表示しています。そのため、契約資産及び契約負債の残高等の記載を省略しています。

当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、38,104千円であります。なお、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額はありません。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	医療特化型プラットフォーム事業
ストック収入（注1）	2,506,895
リピート収入（注2）	734,533
その他収入（注3）	310,736
顧客との契約から生じる収益	3,552,165
その他の収益	-
外部顧客への売上高	3,552,165

（注）1：「ドクターズ・ファイル」の収入にかかる売上高。

（注）2：「頼れるドクター」の収入にかかる売上高。

（注）3：ストック収入とリピート収入を除いた収入であり、主な内容はホスピタルズ・ファイル、ドクターズ・ファイル エージェント、CLINICO、レジタス、メディバシー等の収入にかかる売上高であります。

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権および契約資産は、財務諸表において売掛金および契約資産としてそれぞれ独立した科目で表示しております。また、契約負債も独立した科目で表示しています。そのため、契約資産及び契約負債の残高等の記載を省略しています。

当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、41,699千円であります。なお、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額はありません。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、医療特化型プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、医療特化型プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	ドクターズ・ファイル	頼れるドクター	その他 （注1）	合計
外部顧客への売上高	2,277,148	671,741	274,447	3,223,337

（注）1：主な内容は、ホスピタルズ・ファイル、動物ドクターズ・ファイル、ドクターズ・ファイル
エージェント、CLINICO、レジタス、メディバシー等です。

2．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先が存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	ドクターズ・ファイル	頼れるドクター	その他 （注1）	合計
外部顧客への売上高	2,506,895	734,533	310,736	3,552,165

（注）1：主な内容は、ホスピタルズ・ファイル、動物ドクターズ・ファイル、ドクターズ・ファイル
エージェント、CLINICO、レジタス、メディバシー等です。

2．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、医療特化型プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）

	当事業年度 (自 2023年４月１日 至 2024年３月31日)
１株当たり純資産額	71.26円
１株当たり当期純利益	22.30円

（注）１．2025年８月８日付で普通株式１株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

２．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

３．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2023年４月１日 至 2024年３月31日)
純資産の部の合計額（千円）	520,220
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	260,123
（うち Ａ種優先株式（千円））	（260,000）
（うち 新株予約権（千円））	（123）
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	260,097
１株当たり純資産額の算定に用いた期末の普通株式の数（株）	3,650,000

（注）Ａ種優先株式は、残余財産分配について普通株式より優先される株式であるため、１株当たり純資産額の算定にあたって、Ａ種優先株式に優先して分配される残余財産額を純資産額の部の合計額から控除しております。なお、2025年６月27日開催の取締役会決議において、Ａ種優先株式のすべてにつき2025年７月15日付で自己株式として取得し、対価としてＡ種優先株主にＡ種優先株式１株につき普通株式１株をそれぞれ交付しております。また、2025年７月15日付ですべてのＡ種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。

４．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2023年４月１日 至 2024年３月31日)
当期純利益（千円）	86,961
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	86,961
普通株式の期中平均株式数（株）	3,899,590
（うち普通株式数（株））	（3,650,000）
（うちＡ種優先株式（株））	（249,590）
普通株式増加数（株）	110,000
（うち普通株式数（株））	（-）
（うちＡ種優先株式（株））	（110,000）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権３種類 （新株予約権の数 2,639個） （普通株式 2,639株） なお、新株予約権の概要は「第４提出会社の状況１株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

（注）１株当たり当期純利益の算定上、種類株式はその株式の内容より「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、普通株式に含めて計算しております。なお、2025年６月27日開催の取締役会決議において、Ａ種優先株式のすべてにつき2025年７月15日付で自己株式として取得し、対価としてＡ種優

先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、2025年7月15日付ですべてのA種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	123.95円
1株当たり当期純利益	49.19円

(注) 1. 2025年8月8日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	712,546
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	260,123
(うち A種優先株式(千円))	(260,000)
(うち 新株予約権(千円))	(123)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	452,423
1株当たり純資産額の算定に用いた期末の普通株式の数(株)	3,650,000

(注) A種優先株式は、残余財産分配について普通株式より優先される株式であるため、1株当たり純資産額の算定にあたって、A種優先株式に優先して分配される残余財産額を純資産額の部の合計額から控除しております。なお、2025年6月27日開催の取締役会決議において、A種優先株式のすべてにつき2025年7月15日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、2025年7月15日付ですべてのA種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。

4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益(千円)	192,325
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	192,325
普通株式の期中平均株式数(株)	3,910,000
(うち普通株式(株))	(3,650,000)
(うちA種優先株式(株))	(260,000)
普通株式増加数(株)	-
(うち普通株式数(株))	(-)
(うちA種優先株式(株))	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類 (新株予約権の数 2,884個) (普通株式 2,884株) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上、種類株式はその株式の内容より「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、普通株式に含めて計算しております。なお、2025年6月27日開催の取締役会決議

において、A種優先株式のすべてにつき2025年7月15日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、2025年7月15日付ですべてのA種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。

（重要な後発事象）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（優先株式の取得および消却）

当社は、2025年6月27日開催の取締役会決議に基づき、A種優先株式のすべてにつき2025年7月15日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。なお、2025年7月15日付ですべてのA種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。また、2025年7月24日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止いたしました。

- | | | |
|-------------------|--------|---------|
| 1. 取得及び消却した株式数 | A種優先株式 | 2,600株 |
| 2. 交換により交付した普通株式数 | | 2,600株 |
| 3. 交換後の発行済普通株式数 | | 39,100株 |

（株式分割及び単元株制度の採用）

当社は、2025年6月27日開催の取締役会決議により、株式分割及び単元株制度の採用を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2025年8月8日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、100株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	39,100株
今回の分割により増加した株式数	3,870,900株
株式分割後の発行済株式総数	3,910,000株
株式分割後の発行可能株式総数	15,640,000株

(3) 分割の日程

基準日 2025年8月8日

効力発生日 2025年8月8日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、該当箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

（中間貸借対照表関係）

当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2025年9月30日)
当座貸越契約限度額の総額	300,000千円
借入実行残高	-
差引額	300,000千円

（中間損益計算書関係）

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給料手当	543,079千円
賞与引当金繰入額	109,348千円
減価償却費	10,546千円

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	516,798千円
現金及び現金同等物	516,798千円

（株主資本等関係）

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

１．配当金支払額

該当事項はありません

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当社は、医療特化型プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
ストック収入（注1）	1,338,285
リピート収入（注2）	380,304
その他収入（注3）	158,824
顧客との契約から生じる収益	1,877,414
その他の収益	-
外部顧客への売上高	1,877,414

（注）1：「ドクターズ・ファイル」の収入にかかる売上高。

（注）2：「頼れるドクター」の収入にかかる売上高。

（注）3：ストック収入とリピート収入を除いた収入であり、主な内容はホスピタルズ・ファイル、ドクターズ・ファイル エージェント、CLINICO、レジタス、メディバシー等の収入にかかる売上高であります。

（1株当たり情報）

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益	46円19銭
（算定上の基礎）	
中間純利益（千円）	180,584
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	180,584
普通株式の期中平均株式数（株）	3,910,000
（うち普通株式（株））	3,759,399
（うちA種優先株式（株））	150,601
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

（注）1．当社は2025年8月8日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益を算定しております。

2．潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	108,396	408	-	108,805	49,114	9,166	59,691
工具、器具及び備品	75,253	14,377	-	89,631	71,007	12,191	18,624
リース資産	5,181	-	-	5,181	3,627	1,036	1,554
有形固定資産計	188,832	14,786	-	203,619	123,749	22,394	79,869
無形固定資産							
ソフトウェア	436,754	8,939	-	445,693	314,666	65,144	131,026
ソフトウェア仮勘定	-	9,235	8,659	576	-	-	576
無形固定資産計	436,754	18,174	8,659	446,269	314,666	65,144	131,603

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社サイン工事	408千円
工具、器具及び備品	パソコンの取得	11,969千円
	本社電話機	2,408千円
ソフトウェア	BOOK CMS For Area版 進行管理システム	8,659千円
ソフトウェア仮勘定	BOOK CMS For Area版 進行管理システム	8,659千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	BOOK CMS For Area版 進行管理システムの ソフトウェア勘定への振替	8,659千円
-----------	--	---------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	160,462	118,364	1.2	-
1年以内に返済予定のリース債務	1,149	1,169	1.7	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	189,394	104,358	1.2	2026年6月～2029年9月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,761	592	1.7	2026年
合計	352,767	224,483	-	-

（注）1．平均利率については、借入金及びリース債務の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2．長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	592	-	-	-
長期借入金	61,147	31,136	8,660	3,415

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,383	3,353	291	3,092	3,353
賞与引当金	110,018	118,678	109,755	262	118,678

（注）貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
預金	
普通預金	444,849
合計	444,849

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社アプラス	241,123
独立行政法人 労働者健康安全機構 横浜労災病院	2,666
医療法人社団 和風会 所沢中央病院	1,762
愛知県半田市	1,718
田中矯正歯科	1,564
その他	503,402
合計	752,238

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
703,558	3,906,985	3,858,305	752,238	83.7	68

ハ．貯蔵品

品目	金額（千円）
販売促進品	3,377
その他	780
合計	4,157

二．敷金及び保証金

区分	金額（千円）
事務所敷金	124,516
合計	124,516

負債の部

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社アピリッツ	9,777
TOPPAN株式会社	8,276
アマゾンウェブサービスジャパン合同会社	5,904
株式会社Intelligent T&E	2,224
アイティーエム株式会社	2,191
その他	19,231
合計	47,605

ロ．未払金

相手先	金額（千円）
TOPPAN株式会社	20,937
株式会社エス・ピー・シー	19,466
株式会社ビービーディオー・ジェイ・ウェスト	11,841
株式会社プレジデント社	7,412
株式会社ヘルスケアコンサルティング	7,046
その他	99,928
合計	166,632

ハ．未払費用

相手先	金額（千円）
従業員給与	111,865
その他	38,949
合計	150,815

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日まで
定時株主総会	毎年 6 月
基準日	毎年 3 月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年 9 月30日、毎年 3 月31日
1 単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注) 1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注) 1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告 によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://www.gimic.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式になることから、該当事項は無くなる予定です。

2. 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の 7 第 1 項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第 1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
2025年 7月15日	-	-	-	増山 太郎	アメリカ合衆国ハワイ州	特別利害関係者等（大株主上位10名）	A種優先株式 75,000株 普通株式 75,000株	-	A種優先株式の普通株式への転換（取得条項の行使）
2025年 7月15日	-	-	-	Malcolm F. MacLean IV	アメリカ合衆国コネチカット州	特別利害関係者等（大株主上位10名）	A種優先株式 75,000株 普通株式 75,000株	-	A種優先株式の普通株式への転換（取得条項の行使）
2025年 7月15日	-	-	-	株式会社エイチ・アイ・エス 代表取締役社長CEO 矢田 素史	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	A種優先株式 50,000株 普通株式 50,000株	-	A種優先株式の普通株式への転換（取得条項の行使）
2025年 7月15日	-	-	-	みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 半田邦雄	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	A種優先株式 30,000株 普通株式 30,000株	-	A種優先株式の普通株式への転換（取得条項の行使）
2025年 7月15日	-	-	-	牧 綾子	東京都世田谷区	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の取締役）	A種優先株式 10,000株 普通株式 10,000株	-	A種優先株式の普通株式への転換（取得条項の行使）
2025年 7月15日	-	-	-	松永 恵倫	神奈川県横浜市中区	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の取締役）	A種優先株式 10,000株 普通株式 10,000株	-	A種優先株式の普通株式への転換（取得条項の行使）
2025年 7月15日	-	-	-	松永 寛暁	神奈川県横浜市中区	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社取締役の配偶者）	A種優先株式 10,000株 普通株式 10,000株	-	A種優先株式の普通株式への転換（取得条項の行使）

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所スタンダード市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下同じ。）が、基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。）の末日から起算して2年前の日（2023年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第204条第1項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員

- (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年8月8日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。上記「移動株数」は、当該株式分割後の「移動株数」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	株式
発行年月日	2023年4月28日	2023年5月26日
種類	A種優先株式	A種優先株式
発行数	80,000株	30,000株
発行価格	1,000円 (注2)	1,000円 (注2)
資本組入額	500円	500円
発行価額の総額	80,000,000円	30,000,000円
資本組入額の総額	40,000,000円	15,000,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	-	-

項目	新株予約権	新株予約権
発行年月日	2024年2月15日	2025年2月17日
種類	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行数	普通株式 6,300株	普通株式 24,500株
発行価格	480.2円 (注2)	868.22円 (注2)
資本組入額	240.1円	434.11円
発行価額の総額	3,025,260円	21,271,390円
資本組入額の総額	1,512,630円	10,635,695円
発行方法	2024年2月14日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	2025年2月14日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	(注)3

(注)1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第268条・第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当て（上場前の公募等による場合を除く。）又は役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式又は報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所へ報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧、その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書類の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年3月31日であります。
2. 発行価格はDCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 3. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなります。

	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき480.2円	1株につき868.22円
行使期間	2026年2月15日から 2034年2月14日まで	2027年2月15日から 2035年2月14日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年8月8日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会 社との関係
株式会社エイチ・アイ・エス 代表取締役社長CEO 矢田 素 史 資本金 100百万円	東京都港区虎ノ門 四丁目1番1号	旅行事業	50,000	50,000,000 (1,000)	特別利害関係者 等(大株主上位 10名)(注1)
牧 綾子	東京都世田谷区	会社役員	10,000	10,000,000 (1,000)	特別利害関係者 等(当社の取締 役、大株主上位 10名)(注1)
松永 恵倫	神奈川県横浜市金 沢区	会社役員	10,000	10,000,000 (1,000)	特別利害関係者 等(当社の取締 役、大株主上位 10名)(注1)
松永 寛暁	神奈川県横浜市金 沢区	会社員	10,000	10,000,000 (1,000)	特別利害関係者 等(大株主上位 10名、当社取締 役の配偶者) 当社のフェロー (注1)

(注) 1. 当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

2. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年8月8日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会 社との関係
みずほ成長支援第4号投資事 業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 半田邦雄	東京都千代田区内 幸町一丁目2番1 号	投資事業組合	30,000	30,000,000 (1,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)(注1)

(注) 1. 当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

2. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年8月8日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

新株予約権

当社従業員3名、当該取得者の割当株数は6,300株であります。

新株予約権

当社従業員11名、当該取得者の割当株数は24,500株であります。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有 株式数（株）	株式（自己株式 を除く。）の総 数に対する所有 株式数の割合 （％）
株式会社Y-Blood（注1、2）	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号	1,800,000	42.95
横嶋 大輔（注1、3）	東京都目黒区	1,620,000	38.66
横嶋 洋子（注1、4）	東京都目黒区	188,000 (8,000)	4.49 (0.19)
増山 太郎（注1）	アメリカ合衆国ハワイ州	75,000	1.79
Malcolm F. MacLean IV（注1）	アメリカ合衆国コネチカット州	75,000	1.79
ギミック従業員持株会（注1）	東京都渋谷区南平台町2番17号	50,000	1.19
株式会社エイチ・アイ・エス（注1）	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号	50,000	1.19
牧 綾子（注1、6）	東京都世田谷区	50,000 (40,000)	1.19 (0.95)
松永 恵倫（注1、6）	神奈川県横浜市金沢区	50,000 (40,000)	1.19 (0.95)
松永 寛暁（注1、7、9）	神奈川県横浜市金沢区	42,000 (32,000)	1.00 (0.76)
金子 生樹（注9）	-	32,000 (32,000)	0.76 (0.76)
みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合（注1）	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	30,000	0.72
-（注8）	-	8,000 (8,000)	0.19 (0.19)
-（注8）	-	8,000 (8,000)	0.19 (0.19)
-（注8）	-	8,000 (8,000)	0.19 (0.19)
-（注5、8）	-	8,000 (8,000)	0.19 (0.19)
-（注8）	-	5,000 (5,000)	0.12 (0.12)
-（注8）	-	5,000 (5,000)	0.12 (0.12)
-（注8）	-	5,000 (5,000)	0.12 (0.12)
-（注8）	-	5,000 (5,000)	0.12 (0.12)
-（注8）	-	3,500 (3,500)	0.08 (0.08)
-（注8）	-	3,500 (3,500)	0.08 (0.08)
-（注8）	-	3,500 (3,500)	0.08 (0.08)
-（注8）	-	3,500 (3,500)	0.08 (0.08)
-（注8）	-	3,500 (3,500)	0.08 (0.08)
-（注8）	-	3,500 (3,500)	0.08 (0.08)

氏名又は名称	住所	所有 株式数（株）	株式（自己株式 を除く。）の総 数に対する所有 株式数の割合 （％）
-（注８）	-	3,500 (3,500)	0.08 (0.08)
-（注８）	-	2,700 (2,700)	0.06 (0.06)
-（注８）	-	2,700 (2,700)	0.06 (0.06)
-（注８）	-	2,700 (2,700)	0.06 (0.06)
-（注８）	-	2,700 (2,700)	0.06 (0.06)
-（注８）	-	2,300 (2,300)	0.05 (0.05)
-（注８）	-	2,300 (2,300)	0.05 (0.05)
-（注８）	-	2,300 (2,300)	0.05 (0.05)
-（注８）	-	2,300 (2,300)	0.05 (0.05)
-（注８）	-	2,300 (2,300)	0.05 (0.05)
-（注８）	-	2,100 (2,100)	0.05 (0.05)
-（注８）	-	2,100 (2,100)	0.05 (0.05)
-（注８）	-	2,100 (2,100)	0.05 (0.05)
-（注８）	-	2,100 (2,100)	0.05 (0.05)
-（注８）	-	2,100 (2,100)	0.05 (0.05)
-（注８）	-	2,100 (2,100)	0.05 (0.05)
-（注８）	-	2,100 (2,100)	0.05 (0.05)
-（注８）	-	2,100 (2,100)	0.05 (0.05)
-（注８）	-	2,100 (2,100)	0.05 (0.05)
-（注８）	-	2,100 (2,100)	0.05 (0.05)
-（注８）	-	2,100 (2,100)	0.05 (0.05)
-（注８）	-	2,100 (2,100)	0.05 (0.05)
-（注８）	-	2,100 (2,100)	0.05 (0.05)
-（注８）	-	2,100 (2,100)	0.05 (0.05)
-（注８）	-	2,100 (2,100)	0.05 (0.05)
-（注８）	-	2,100 (2,100)	0.05 (0.05)

氏名又は名称	住所	所有 株式数（株）	株式（自己株式 を除く。）の総 数に対する所有 株式数の割合 （％）
-（注8）	-	2,000 （2,000）	0.05 （0.05）
-（注8）	-	2,000 （2,000）	0.05 （0.05）
計	-	4,190,700 （280,700）	100.00 （6.70）

（注）1．特別利害関係者等(大株主上位10名)

2．特別利害関係者等(当社代表取締役社長が議決権の過半数を有する会社(資産管理会社))

3．特別利害関係者等(当社代表取締役社長)

4．特別利害関係者等(当社代表取締役社長の配偶者)

5．特別利害関係者等(当社代表取締役社長の二親等内の親族)

6．特別利害関係者等(当社の取締役)

7．特別利害関係者等（当社取締役の配偶者）

8．当社の従業員

9．当社のフェロー（当社の元取締役）

10．（ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

11．株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2025年11月10日

株式会社ギミック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

早稲田 宏

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

川村 拓哉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ギミックの2024年4月1日から2025年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ギミックの2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年11月10日

株式会社ギミック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

早稲田 宏

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

川村 拓哉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ギミックの2023年4月1日から2024年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ギミックの2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月10日

株式会社ギミック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

早稲田 宏

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

川村 拓哉

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ギミックの2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ギミックの2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対す経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。